

休眠預金活用事業 事業計画書【2023年度通常枠】

必須入力セル

申請時入力不要

任意入力セル

基本情報

申請団体	資金分配団体			
資金分配団体	事業名（主）	居場所につながる地域人材の継続的な発掘・育成・活躍支援のエコシステム設計・実装事業		
	事業名（副）	対話・共創及び遺贈寄付による地域のパラダイムシフト		
	団体名	特定非営利活動法人 法人全国こども食堂支援センター・むすびえ	コンソーシアムの有無	なし
事業の種類1	①草の根活動支援事業			
事業の種類2	①-1全国ブロック			
事業の種類3				
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
－	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	－ ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	－ ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	－ ③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨ その他
－	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	④ 働くことが困難な人への支援
	－ ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	⑥ 女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
○	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	○ ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	○ ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
1.貧困をなくそう	1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。	こども食堂の多くは誰が行ってもよい場所だが、それゆえにスティグマがつかず、「見えない貧困」と言われる相対的貧困状態の子も訪れることができ、地域の大人たちと接点が生まれ、必要に応じて支援に結びついている。
1.貧困をなくそう	1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する	コロナ禍においてこども食堂の7割がフードパントリーを実施して生活困難家庭を支えたように、災害時にこども食堂は生活支援拠点として機能し、災害に強い地域づくりを行なっている。
2.飢餓をゼロに	2.1 2030年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。	こども食堂は、日本における「子どもの食」についての関心の高まりを背景に生まれ広がり、その関心をさらに高めてきた。多くの人が「子どもたちがおなかいっぱい食べられるように」と自らのできることに着手するようになってきている。

3.すべての人に健康と福祉を	3.8 すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。	高齢者にとって地域の子どもと関わることは重要な社会参加であり、介護予防である。また、子育て中の保護者にとって、多くの大人が子どもを見守ってくれることも食堂はレスパイトの場ともなっており、全世代の心身の健康に貢献している。
17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	民間発の取組みとして全国に広がることも食堂は、非営利でありながら民間の多様な主体の協力を得て持続可能な取組みに発展しうる。その基盤力を背景に行政と真に対等なパートナーシップを実現する。

Ⅰ.団体の社会的役割

(1)団体の目的	190/200字
誰もとりこぼさない社会の構築をビジョンに掲げる社会創造団体である。それを、こども食堂の支援を通じて実現する。こども食堂は多くの人が「つながり」を求める日本社会において、人と人がつながりを実感できる地域づくりのために立ち上がった人々で運営されている。私たちは、こども食堂の普及と促進が、現代日本が誰もとりこぼさない社会と進化するための最重要パスと考え、こども食堂の支援を行っている。	
(2)団体の概要・活動・業務	200/200字
2018年に発足後、5年間で事業規模は250倍、2022年度で12.9億円となった。ガバナンスを追いつかすべく、2022～24年度を「整備期」と位置付け、経営企画部門の創設、中期計画・人事戦略・DX計画の策定、顧問・アドバイザー体制の創設・拡充を行っている。事業部門は地域ネットワーク団体支援・企業や団体協働・調査研究で構成され、2022年度は約10億円相当の資金・物資支援と非資金的支援を行った。	

Ⅱ.事業概要

							資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2024/7/1 予定	(終了)	2027/3/末	対象地域	全国	実行団体における、不動産（土地・建物）購入の想定有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	対象地域において実行団体の支援を通じて地域の居場所づくりを行っている、または行おうとしている団体・個人					(人数)	20団体×30人（1団体平均参加者数）×3～5	
最終受益者	居場所のある対象地域で暮らすすべての住民					(人数)		

事業概要	内閣府調査でも、居場所の数と自己認識の前向きさは、相関関係にあると明らかとなっているように、居場所を持てていることや、複数あることは、こどもの育ちにとって極めて重要である。加えて、「こども食堂」をはじめとする居場所は、その担い手や多世代の参加者、支援者、応援者など何らかの形でかかわっている人達にとっても、心身の健康をつくり幸福感を高めることに加え、地域住民の善意や事業者の社会貢献意欲を引き出し、ヒト・モノ・カネの地域内循環を促進、居場所に直接参加しない者も含めた地域全体のWell-being（ごきげんな度合い）を高める効果がある。しかし、実際には地域の居場所への関わり方が分からない、入っていく勇気がなかった、関心を向ける機会がなかった等の理由から、結果として居場所とのつながりがない人が圧倒的多数なことが、その効果最大化の阻害要因となっていると捉える。そこで本事業では、地域のステークホルダーを、担い手や参加者、支援者、応援者といった何らかの形で居場所へ結び付け、「地域の中で暮らすヒトが継続的に居場所へつながりつづけるモデルの構築」を目指す。具体的な打ち手としては、（１）対象地域の人的リソースの把握、見える化（２）ステークホルダーの相利関係を分析、相利共生による多者協働を志向（「協力のテクノロジー」 松原明 参照）することで、関心層を協力者へ変容させていく関わりしろ作りの検討、実践（３）居場所の価値を臨場感をもって伝えることで聞き手の意識・行動変容を促し、興味関心層を増やしていく対話・共創の場の設計、実施（MSC＝MostSignificantChange等の手法を想定）（４）またその自律的な取り組みを支える組織基盤作りには、こども食堂と相性が良く人生最後の社会貢献として注目が高まる遺贈寄付の受け入れ体制整備と地域への啓発を含めたファンドレイジング戦略立案・実践を据える。
797/800字	

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	987/1000字
日本の従来の縁は血縁・地縁・社縁を中心にしていたが、家族の機能に対する人々の考え方・感じ方の変化や単身世帯の増加、地域における少子高齢化・人口減少・過疎化、また企業における働き方改革や非正規労働者の増加は、それらの縁を機能不全にし、「無縁」を広めた。その結果、孤独孤立は担当大臣を置くほどの国民的課題となり、また人と人のつながりを実感できる地域づくりを目指して多くの人たちが居場所づくりに取組むに至っている。こども食堂はそのシンボルで、年間1000箇所以上の増加をコロナ禍に抑制されることなく続け、この1～2年で中学校数を超えることが確実となっている（2022年時点で7,363箇所）。2030年のSDGsゴール年には小学校数を超えてもっとも身近なコミュニティ拠点となっている可能性が高い。 しかし、日本社会が全体としてそうした時代を迎える準備に着手できているかといえば、甚だ心許ない。多くの地域住民にとっては「そんな居場所がうちの地域にあるとは知らなかった」というのが実情ではないかと推測する。厚労省が「地域共生社会」を、環境省が「地域循環共生圏」を謳い、総務省が地域コミュニティ保持のために地域運営組織を、農水省が農村RMOを、国交省が小さな拠点を増やし、経済同友会が「共助資本主義」を提唱するに至っているが、より身近な地域社会の単位で、居場所における交流と支え合いが自分たちの暮らしのベースを築き、自分を含めた地域全体のWell-beingを高めていくという認識があるかと言えば、ない。 有望な芽が生まれているというのに、社会がそのポテンシャルを正しく認識できずに時機を逸し、地域コミュニティの衰退に歯止めがかからなくなるとすれば、次世代から怠慢の謗りを受けることは避けられない。こども食堂の広がりが見えるように、人々はすでに選択している。答えを出している。少なくとも、必要なことはこういうことなんじゃないか、という勘所が探り当てられている。その市井の人々が選択したきっかけ・背景を語り、活動して生み出した無数の成果（関係者の変化）を臨場感を持って語る対話の場を、地域社会において多面的・多層的に設営することによって、地域課題に関心者を圧倒的に増やし（課題を自分ごと化）、そこから理解者、応援者、リーダー（担い手）を継続的に育むエコシステム構築が喫緊の課題ととらえる。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	167/200字
こども家庭庁創設によって「こどもの居場所づくり」が政策課題となる、地域包括ケアシステム構築のために高齢者サロン（通いの場）を広げる、総務省が「地域コミュニティ研究会」を開き、地域運営組織の行うこども食堂を地方財政措置の対象とするなどの動きが見られるものの、地域課題への関心者層（自分ごと化）を増やす取り組みに直結する活動とは言えない。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	197/200字
休眠事業で分野を超えた居場所連携、こども食堂をハブとした地域資源の循環促進、居場所のトータルコーディネートモデル構築、居場所のインパクト可視化を通じた地域活性化事業を実施中。また、全国でMSCを実施しているほか、居場所の指標開発を住民参加型で行うプロジェクト、地域ネットワーク団体との情報交換会や組織基盤整備、伴走支援など多方面から本課題にアプローチしており、当事業で成果へレバレッジをかける	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	194/200字
こども食堂は行政が本来やるべき事業を補完的に担う活動ではなく、民間でしか担えない公共サービスを行政や企業も広く巻き込んで対等かつ協働して推進していく活動である。休眠預金活用はそれを可能にする民間資金である。民間が公益活動においてその活動の広義の協力者（関心者、理解者、応援者、リーダー）を増やし、下請け型ではない行政との対等なパートナーシップを結ぶことが休眠預金の本旨にもかなうと考える。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
地域で暮らす全世代の住人が、自分にあった方法と距離感で、何らかの居場所とつながることで、個人と地域全体のウェルビーイングが叶えられている状態。 また、新たな担い手となる人材の発掘及び全世代の地域住人の居場所とのつながりづくりが継続的かつ自律的に営まれるエコシステムが構築されている状態。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）	100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
実行団体が、対象地域において、エコマップ、相利モデル（協力のテクノロジー 松原明）等を活用し、いかなるステークホルダーが存在しどのような活動を展開しているのかという実態を把握し、協力関係構築対象先及びアプローチ戦略が策定されている。			相利評価表とエコマップの作成状況 戦略策定できたステークホルダー数		実行団体・対象地域による			相利評価表とエコマップが描かれている ステークホルダーの把握およびアプローチ戦略がたてられている
実行団体が、当該地域のこども食堂が生み出している価値（アウトカム）を、(MostSignificantChange)の手法等を使って、収集、可視化している。			収集された価値（アウトカム）の数		実行団体・対象地域による			実行団体・対象地域による
実行団体が、こども食堂で生み出した価値を素材とした対話の場を、地域のステークホルダー（行政、社協、地域企業、学校、自治会等）向けに多面的・多層的に提供することで、地域でのつながりの希薄という社会課題への認識及び、その打ち手として機能するこども食堂への関心度が高まり（理解者➡️応援者➡️担い手が育まれている）			対話の場参加者から生まれた応援者（支援者を含む）、担い手の数		実行団体・対象地域による			実行団体・対象地域による
実行団体が、遺贈寄付の専門家による助言をうけ、遺贈寄付受入れ体制が構築され、地域への遺贈寄付の啓発がなされている			体制整備・遺贈寄付啓発状況		実行団体・対象地域による			遺贈寄付受入れ体制が構築されている
実行団体が、対象地域における活動を支えるための、ファンディング戦略が立案され、実践されている			戦略立案状況		実行団体・対象地域による			実行団体・対象地域による
場をもっている地域のステークホルダー（寺社、保育園、飲食店、高齢者施設等）の居場所が、地域の居場所としても機能しはじめる。			寺社、保育園、飲食店、高齢者施設等が地域の居場所化した数		実行団体・対象地域による			実行団体・対象地域による
実行団体（中間支援団体）の存在意義に対し地域の理解が広がり且つ深まっている。			地域の、理解者、応援者、支援者の数		実行団体・対象地域による			実行団体・対象地域による

実行団体（中間支援団体）の存在意義に対し地域の理解が広がり且つ深まっている。		地域の、理解者、応援者、支援者の数	実行団体・対象地域による		実行団体・対象地域による

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）	100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
実行団体が、方向性や実施事業内容について内部スタッフや外部のステークホルダーと意思一致や創発的合意形成ができています。			実行団体や関係団体とのビジョンの共有度		実行団体による			80%
実行団体が、当団体との月例ミーティングや集合研修において、なんでも気兼ねなく話している			実行団体とむすびえの関係構築の度合い		実行団体による			100%
実行団体スタッフが重視する研修を受け、必要なスキルが高まっている			スキルの高まり度合い		実行団体による			100%
実行団体が、他の実行団体や、異なる年に採択された実行団体等と交流を通じて相乗効果が発揮されている			交流した回数 情報交換などの進み具合		実行団体による			実行団体による

(3)-1 活動：資金支援	200字	時期	
実行団体が、対象地域においていかなるステークホルダーが存在し、どのような活動をしているのか実態を把握するエコマップ（現時点と3年後の未来像と双方）を作成する		1年目	78/200字
実行団体が、対象地域において、相利モデル（協力のテクノロジー 松原明）を活用し、ステークホルダーの実態を把握し、協力関係構築対象先及びアプローチ戦略を策定する		1年目	79/200字
実行団体が、MSC（MostSignificant）等の手法を使って、対象地域内のこども食堂で生まれた成果（アウトカム）をエピソードベースで収集する		1年目	74/200字
実行団体が、こども食堂が生み出した成果のエピソードを素材とした対話の場を、多様な地域のステークホルダー向けに多面・多層的に開催する。		1～3年目	66/200字
実行団体が、遺贈寄付の専門家の指南をうけ、地域の中で遺贈寄付を受け入れる体制を整備する。		1-3年目	44/200字
実行団体が、地域内で遺贈寄付の啓発活動を実施する。		2-3年目	25/200字
実行団体の職員が、ファンドレイジングスクールの受講等を通して、ファンドレイジング戦略立案ができるようになる。		2-3年目	54/200字
実行団体が、他年度採択の実行団体及びむすびえが関係を構築している全国の地域ネットワーク団体等向けに、実践結果・成果を共有し、相乗効果を生み且つ波及実践の場を目指す		1-3年目	81/200字
			0/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	200字	時期
当団体が実行団体に対して、共創ファシリテーション等の手法を用いて、実行団体内部メンバー及び外部ステークホルダーを含めた関係者での意志統一、創発的合意形成を支援する。		1-3年目
当団体が実行団体に対し、共創的ファシリテーション等を活用したミーティングの運営・支援をすることで、実行団体のミーティング等の場を安心安全の場とし、思考・行動の質を向上できるよう促す。		1-3年目
当団体が、実行団体と遺贈寄付専門家をつなぎ、体制整備等への助言を実施する。		1-3年目
当団体が実行団体に対し、（他年度採択団体との交流を含む）のピアラーニングの場等、事業の成果や課題を仲間と共にふりかえられる場を設計し、相乗効果で事業成果の最大化を支援する		2-3年目
当団体が実施中の、全国の地域ネットワーク団体とのネットワーク構築事業（ベストプラクティスや課題を共有、共創を目的としたお宝会議を2年間、1回/月継続実施）等を活用し、実践結果・成果の共有の場設営によるナレッジの波及と活動の継続的な改善を支援する		1-3年目
		0/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	こども食堂く地域の居場所く民間公益活動というように、取組みをより普遍的な枠組みに関連づけることを意識する。また、ミクロな現場のエピソードとマクロな社会構想を常に往還する。こうした広報戦略の下、HPと広告、マスメディア活用を効果的に運動させこども食堂への関心層のみならず地域の居場所や「つながり」全般に関心を持つ層、さらには他のNPOなどの民間公益活動に関心を持つ層にも広く訴求する。	191/200字
連携・対話戦略	連携と対話は当団体の基本スタンスとなっている。休眠事業については、JANPIAや実行団体と上下ではなく対等なパートナーとしてのスタンスを堅持し、陳情や命令ではなく、ともに考えともに生み出す共創の姿勢を重視する。同時に複数の休眠事業を受託しているメリットを活かし、実行団体同士の学び合いの機会を創出し、ピア伴走の育成がむすびえ伴走の特徴となるようなオープンでフラットな関係性の構築を目指す。	194/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	2018年の設立以降、寄付収入をベースとした財源基盤を整備し、2022年度からは政府委託事業も受託する等財源の多様化を推進。その結果、昨年度の事業規模は約12.5億円となった。事業、財源及び組織の拡大は、コロナ禍でのこども食堂に対する社会的注目の高まりに拠るところが大きい。外部環境の変化に依存することなく、内部環境も柔軟に応答させ、自律的で持続的に成長できる組織文化の醸成を図ってきた。加えて多様な財源や事業の相乗効果を生み出すような創造的な組織運営も目指すところとなっている。尚、2022年度は税理士を監事に迎えガバナンス・コンプライアンス体制の強化を図った。2023年度下期には2022/6からの理事3名中心の経営体制から、主たる担当領域を持ちながら団体全体を見渡して経営的な判断を行う十数名程度のディレクターも加えた集团的経営体制への移行を推進しインパクトを最大化する組織基盤を整備する。	399/400字
実行団体	こども食堂を始めとする地域の居場所には、人々の共感を喚起し、ヒト・モノ・カネの循環を高める効力がある。事業者においてはSDGsや共助資本主義、地域密着経営に対する意識の高まり、地域住民においては遺贈寄付等に対する関心の高まりが顕著に見られる。居場所に関する取組みはそうした社会貢献意識に強く訴求する力を持つ。本事業はこども食堂のインパクトをリアリティを喚起するエピソードトーク等を素材とした対話の場を地域内でmulti-facedに提供し共感の連鎖を促し住民の社会課題への関心度を高めるプロセスを辿る。つまり本事業のプロセス自体が、実行団体の地域におけるプレゼンスを高め、その基盤強化に直結する。実行団体には、遺贈寄付の受け入れ基盤整備を含めたファンドレイジング戦略の立案・実践で、地域企業や地域住民等からの寄付・会費・協賛等による資金調達を求めるが、出口戦略は、事業遂行と一体的に追求される。	398/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	774/800字
非資金的支援：当団体は2018年の発足以来、こども食堂の普及促進を図る全国各地の地域ネットワーク団体の設立・運営支援（非資金的支援）に注力し、現在45の都道府県での団体設立に至っている。当団体が呼びかけて最初の会合をセットするなどゼロから立ち上げに関与した団体も少なくない。2020年からはオンラインを活用して全国各地の団体をつないで交流と知見共有を行う月次会合を主催し、2022年度で38県が参加している。また、休眠事業を活用して団体の基盤強化・ノウハウ移転を行っている他、2022年には当団体版の休眠事業とも言えるような伴走支援プロジェクトを開始した。 これは、自前の基盤強化と事業団体への成長を目指すのか、他のアクターとの協働で県下のこども食堂の普及促進を目指すのかを、半年間の準備伴走の中で検討・決定してもらい（丸一日かけたワークショップなどを行う）、その後その選択に沿った2年半の資金支援および非資金支援を行う取組みである。休眠事業によって一部の地域団体が実行団体から資金分配団体へのラダーを登っているが、当団体版の事業では実行団体になりえる地域団体の育成を独自に行い、休眠事業の要求水準と現場NPOのギャップを埋める役割を自らの任務としている。 また、資金支援：2020年から開始し、2022年度で延べ1,302団体のこども食堂および地域ネットワーク団体に対して524,409,334円の助成を実施した。また発足以来、企業等からの支援物資の仲介にも尽力しており、2022年年度は延べ11,052団体に対して、524,941,640円（売価計算）相当の支援を行なった。食料品に限らず、玩具、文房具、家電製品、住宅設備品、衛生用品など現場ニーズに基づいて、多様な物資を仲介した。これらの取組みによって、こども食堂の廃止は少数に止まっている。	

(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	764/800字
調査研究としては、1）こども食堂の基礎的財政需要調査と、2）居場所を通じたこきげんな地域づくり事業、および3）こきげんな地域づくり人材育成研究が、深く関連する（なお、こきげんとはwell-beingの訳語である）。 1）は、家計調査のようにこども食堂の現金・現物の収支を細かく捉えることで、こども食堂がベースとなる交流活動を自前で継続していくために必要な所要額を試算する（みずほR&Tへの1000万円規模の委託事業）。これが都道府県単位での所要額を試算する際の金額や算定方法のガイドとなる。2）は、全国数カ所のフィールドにおいて、住民参加型で望ましい居場所の指標開発を行う他、そうした居場所があることによる地域全体への経済効果を試算する。これも本事業で都道府県版を作成する際のガイドとなる（ブルーマーブルジャパンとの協働事業で、2023年度より3年3000万円規模）。3）は、地域全体を俯瞰して、居場所と地域社会を接続させ、それぞれの地域の特質に合ったコミュニティデザインを行う人材の資質と育成プログラムの開発と社会実装を行う（東京大学への寄附講座で、2024年度より3年9000万円規模）。 これらは、本申請事業を構想するための背景となっており、本事業との相乗効果によってより大きな社会的インパクトを生み出すパートナー事業としても構想されている。 また、伴走支援に関しては、休眠預金2020年度採択事業での実行団体への対話・共創的伴走支援により、その在り方は写鏡となり実行団体と地域のステークホルダーとの関係においても対話・共創的なシーンが創造的に生み出され、多様な居場所の包括連携構築という事業成果に大きく寄与していると評価しており（事後評価取り纏め中）、本申請事業の構想の背景であり、また実現可能性を裏付けている。	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	3～4団体	
(2)実行団体のイメージ	都道府県域or市町村域を対象にこども食堂を支援している団体で、こども食堂が生み出している価値・可能性を信じ、また対話を持つ力を理解し当該地域のエコシステム基盤を強化する意欲と能力を有する団体。遺贈寄付を取り込み、世代を超えた資源の地域内循環推進にもチャレンジする団体。	134/200字
(3)1実行団体当たり助成金額	1500万円～2000万円/3年	16/200字
(4)案件発掘の工夫	全国のこども食堂地域ネットワーク団体、全国の県社協、全国コミュニティ財団協会とのコネクションを活用して、広く本事業の周知を行う。また、こども家庭庁（成育局）・総務省（地域力創造グループ）・厚労省（地域共生推進室）などの協力を得て、関係する自治体担当部署への情報提供を行い、そこから実行団体となりえる民間団体にも周知してもらう。	163/200字

Ⅷ.事業実施体制

(1)コンソーシアム利用有無	なし	2/200字
(2)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	PO 2名（事業統括責任） PO補佐 1名（事務サポート） 総務・会計責任者 1名（実行団体の規約等の整備支援、会計責任） 補足：①2020,2021,2022,2023_1期採択事業のPOとのピアラーニングにより相乗効果を発揮②遺贈寄付チーム、伴走支援基金プロジェクトのメンバーによる助言機能活用により組織としてのPO力を高める。	171/200字
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	監事に元デロイトトーマツ税理士法人副社長を迎えて役員体制を強化した他、顧問に元総務省事務次官、元全国市長会副会長、元第一勧銀信用組合理事長を迎え、政府・自治体・経済界とのコネクションを、アドバイザーにインパクト評価の専門家も迎えてインパクトマネジメントをともに強化している。また、当団体内部および外部に通報窓口を設け、組織運営上の課題の早期発見に努めている。役職員に占める女性比率は59%である。	

申請団体		資金分配団体	
事業期間		2024/07/01 ~ 2027/03/31	
資金分配団体	事業名	居場所につながる地域人材の継続的な発掘・育成・活躍支援のエコシステム設計・実装事業	
	団体名	特定非営利活動法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ	

	助成金
事業費	93,070,000
実行団体への助成	79,200,000
管理的経費	13,870,000
プログラムオフィサー関連経費	20,140,000
評価関連経費	8,580,000
資金分配団体用	4,620,000
実行団体用	3,960,000
合計	121,790,000

1. 事業費 [円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
事業費 (A)	0	25,540,000	33,780,000	33,750,000	93,070,000
実行団体への助成		21,600,000	28,800,000	28,800,000	79,200,000
－					
管理的経費	0	3,940,000	4,980,000	4,950,000	13,870,000

事業費(A)に対する割合	助成上限に抵触した場合、ERROR表示
14.9%	

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	0	5,670,000	7,290,000	7,180,000	20,140,000
プログラム・オフィサー人件費等	0	3,600,000	4,800,000	4,800,000	13,200,000
その他経費	0	2,070,000	2,490,000	2,380,000	6,940,000

3. 評価関連経費 [円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
評価関連経費 (C)	0	2,340,000	3,120,000	3,120,000	8,580,000
資金分配団体用	0	1,260,000	1,680,000	1,680,000	4,620,000
実行団体用		1,080,000	1,440,000	1,440,000	3,960,000

事業費 (A)/実行団体への助成に対する割合	助成上限に抵触した場合、ERROR表示
－	
5.0%	
5.0%	

4. 合計 [円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
助成金計(A+B+C)	0	33,550,000	44,190,000	44,050,000	121,790,000

[illegible]

助成申請書

申請日 2023年 12月 8 日

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 殿

申請団体の住所 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-5 リンクスクエア新宿16F
申請団体の名称 特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ
代表者の氏名 代表者の氏名 湯浅誠
法人番号 法人番号 1011005007945

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 申請団体の名称： 特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ
2. 申請団体の住所： 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-5 リンクスクエア新宿16F
3. 資金分配団体としての 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-5 リンクスクエア新宿16F
業務を行う事務所の所在地：
4. 申請団体が申請に際して確認した別紙（次の（1）～（4））の事項等
（1）欠格事由について
（2）公正な事業実施について
（3）規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）
（4）情報公開について（情報公開同意書）
5. 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は次のとおりである。

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
※4 該当なし	※4 該当なし	※4 該当なし

※記入上の注意点

1 印については、「代表者の印」として印鑑登録済の印を押印してください。

2 法人番号については、国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載してください。

3 住所及び事務所の所在地については、登記のとおり記載してください。また、住所は、主たる事務所の所在地を記載し、従たる事務所がある場合、当該事務所においても資金分配団体としての業務を行うときは、当該事務所の所在地も記載してください。

4 上記5については、記入が必要な欄がありますので、内容をご確認の上ご記入ください。なお、該当がない場合にも、「該当なし」と記載して頂く必要があります。

以上

(別紙)

1 欠格事由について

当団体は、次の1から4のいずれにも該当しないことを確認し、将来においても該当しないことを誓約します。

1. 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号）」（以下「法」という。）第 17 条第 3 項に掲げる団体で、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
 - (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。（5）において同じ。）
 - (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
2. 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
3. 指定活用団体の指定、資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から3年を経過しない団体
4. 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - (2) この法律の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

※注意点

上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

2 公正な事業実施について

当団体は、資金分配団体としての助成の申請を行うに際し、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業に関して、次のとおり確認します。

1. 資金分配団体に選定された後の当団体の役員の構成が、以下の要件に該当し、助成対象事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

- (1) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと（監事についても同様）。
 - (2) 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと（監事についても同様）。
2. 当団体は、資金分配団体に選定された後において、社会的信用を維持する上でふさわしくない業務、又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある業務は行わないこと。
 3. 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は、助成申請書に記載のとおりである。

※注意点

資金分配団体に選定された後に、上記確認事項に反する事実が判明した場合には、虚偽の申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。また、上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

3 規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

当団体は、資金分配団体としての助成を申請するに際し、規程類必須項目確認書で「内定後1週間以内に提出」を選択した必須項目については、やむを得ない理由により提出できないため、内定後1週間以内に提出することを誓約します。

4 情報公開について(情報公開同意書)

当団体は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業が「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（平成28年法律第101号）に基づき、この活動の資金が国民の資産であることから、「情報公開の徹底」及び「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることを理解し、資金分配団体としての助成申請を行うに際し、その選定結果の如何を問わず、添付資料「選定結果・申請時提出書類の情報公開について」に基づき同機構のウェブサイトで公開されることを同意いたします。

なお、申請書類の提出にあたっては同機構の個人情報保護に関する基本方針に同意します。

選定結果・申請時提出書類の情報公開について

1. 情報公開の考え方

JANPIAでは、公募要領で明示しているとおり、採択・不採択に関わらずすべての選定申請団体の選定結果及び申請時提出書類（参考資料は除く）の情報公開を当機構ウェブサイトで行います。これはこの活動の原資が国民の資産であることに鑑み、「国民への説明責任」を果たすため、「情報開示の徹底」「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることに応じるものです。

なお、情報公開にあたっては、書類の中にある個人情報や選定申請団体のアイディアやノウハウに係る部分について非公表とすること等により、選定申請団体の権利その他の正当な利益を損ねないように留意することとなっています。そのため選定結果通知後、すべての選定申請団体宛に情報公開予定の書類データについて申請の際に登録いただいたメールに送信し、公開内容を確認していただいた上、申請時提出書類を公開する予定です。

2. 公開する情報について

(1) 選定結果の公表

選定結果の公表に際しては、申請された情報に基づき、以下「選定結果の公表」での公表予定項目を当機構ウェブサイトに公表すること

「選定結果の公表」での公表予定項目

- 1 申請事業分類 *通常枠のみ
- 2 事業名 主題
- 3 事業名 副題
- 4 団体名
- 5 事業対象地域
- 6 代表者名
- 7 所在地
- 8 社会課題
- 9 事業の概要
- 10 事業期間
- 11 決定助成額または申請助成額
- 12 審査コメント
- 13 助成額の根拠（「資金計画書等」「事業計画書」） ※選定団体のみ

(2) 申請時提出書類（参考資料を除く）の公開

選定結果公表後、以下「「申請時提出書類の公開」で公開予定の資料」を当機構ウェブサイトで公開すること

※この公開にあたっては、事前にすべての選定申請団体に情報公開予定の申請時提出書類について登録いただいたメールに送信し、内容をご確認いただきます。

申請時提出書類については、皆さまにご確認いただく段階で「印影」と「個人情報」と判断される情報について、JANPIA事務局で非公開の加工を行う予定です。それに加えて正当な利益が損なわれると判断されるような非公開とすべき情報^{*1}がないか、ご確認をお願いします。また事務局で行った非公開加工が不必要の場合は、合わせてご指摘下さい。

非公開の箇所についてご確認いただくプロセスを経て、団体の皆さまにご了解が得られた書類を当機構ウェブサイトで公開します。

「申請時提出書類の公開」で公開予定の資料

- 1 助成申請書

- 2 事業計画書
- 3 資金計画書等
- 4 安全管理・危機管理実施体制表 ※2
- 5 団体情報
- 6 役員名簿
- 7 規程類必須項目確認書（規程類確認書）
- 8 定款
- 9 登記事項証明書（全部事項証明書）＊
- 10 事業報告書（過去3年分）＊
- 11 決算報告書類（過去3年分）※3・※4
- 12 規程類＊

以上に加え、コンソーシアムで申請の場合

- ・ コンソーシアムの実施体制表
- ・ コンソーシアムに関する誓約書
- ・ 幹事団体以外の各コンソーシアム構成団体についての「団体情報、定款、規程類、規程類確認書または規程類必須項目確認書、役員名簿、決算報告書類（提出された場合のみ）※2・※3」

※1 統計データなど、すでに一般公開されている情報は非公開とする情報の対象になりません。

※2 申請事業に日本国外での活動を含む場合のみとなります。

※3 通常枠のソーシャルビジネス形成支援事業とイノベーション企画支援事業については、「決算報告書類（過去3年分）」は参考資料とし、公開対象外となります。

※4 緊急枠は前年度分のみとなります。

＊は通常枠のみが対象となります。

以上

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所でも、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	
団体名:	特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	確認が必要です。C3～5セルのいずれかに未記入があります。
----------	-------------------------------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)

◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html

◎申請時までには整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。

◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。

◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第22条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第23条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第21条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第22条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第21条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第26条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第28条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で 行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に 関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	第27条	
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事 の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第13条	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、 理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第12条	
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第32条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第32条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第30条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第32条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第26条	
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第27条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第28条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」 という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第35条	
● 理事の職務権					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担 が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規定	第1条	
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してく ださい	監事監査規程	公募申請時に提出	監事監査規定	第1条	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報 酬等並びに費用に関 する規程	公募申請時に提出	役員報酬規程	第5条	
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬規程	第4条	
● 倫理に関する規程					
(1)基本的人権の尊重	倫理規程	公募申請時に提出	倫理規定	第3条	
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規定	第4条	
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規定	第5条	
		公募申請時に提出	倫理規定	第6条	

(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること	・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規定	第7条
(6)ハラスメントの防止		公募申請時に提出	むすびえハラスメント防止規定	第1章
(7)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規定	第8条
(8)個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規定	第9条
●利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程	第3条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程	第3条
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程	第4条
●コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第3条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第6条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第8条
●内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第1条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第11条
●組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規定	第2条
(2)職制		公募申請時に提出	事務局規定	第3条
(3)職責		公募申請時に提出	事務局規定	第4条、第5条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規定	第7条
●職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規定	第3条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規定	第3条
●文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規定	第6条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規定	第9条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規定	第10条
●情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規定	別紙
●リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規定	第3条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規定	第11条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規定	第12条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規定	第15条
●経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規定	第5条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規定	第10条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規定	第6条、第21条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規定	第9条、第11条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規定	第21条
(6)収支予算		公募申請時に提出	経理規定	第3章
(7)決算		公募申請時に提出	経理規定	第7章

特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえとし、その略称を「むすびえ」とする。

(事務所)

第2条 この法人の事務所は、東京都新宿区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、全国のこども食堂が、それぞれの事業基盤を強化し、相互に支えあい、かつ地域・社会から広く理解を得て事業を行えるよう、こども食堂の中間支援団体（地域ネットワーク団体）に対する支援、こども食堂支援に関する企業・団体との協働、及びこども食堂に関する調査研究を行い、それによってこども食堂がすべての子やこども食堂に行きたいと思う地域住民が安心して利用できる場になることを通じて、誰も取り残さない共生社会の創造に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 環境の保全を図る活動
- (7) 災害救援活動
- (8) 地域安全活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (11) 子どもの健全育成を図る活動
- (12) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) こども食堂の中間支援団体（地域ネットワーク団体）に対する支援事業
- (2) こども食堂支援に関する企業・団体との協働事業

- (3) こども食堂に関する調査研究事業
- (4) その他本会の目的を達成する為に必要な事業

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 すでに納入した会費は、返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち1人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事又は監事の合計数は、理事又は監事それぞれの総数の3分の1を超えてはならない。

5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業報告及び決算
- (4) 役員の選任及び解任
- (5) 役員の職務
- (6) 会費の額
- (7) 資産の管理の方法
- (8) 解散における残余財産の帰属
- (9) その他運営に関する重要事項

2 理事長は総会にて理事会で議決された事業計画及び予算並びにその変更を説明する。

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の2以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により

議題とすることができる。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、理事が招集することができる。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合はこの限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、34条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、理事全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 理事会の決議があつたものとみなされた日及び理事総数

(4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が法第25条第3項に規定する次に掲げる事項について定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - (4) 主たる事務所及びその他事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
 - (5) 社員の資格の得喪に関する事項
 - (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
 - (7) 会議に関する事項
 - (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
 - (10) 定款の変更に関する事項
- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

（公告の方法）

第52条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）において行う。

第9章 事務局

（事務局の設置）

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第10章 顧問及び評議員

（顧問）

第56条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項については、理事長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べるることができる。

（評議員）

第57条 この法人に、評議員を置くことができる。

2 評議員は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 評議員及び評議員で構成される評議会の組織及び運営に必要な事項は、理事長が別に定める。

第11章 雑 則

（細則）

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	湯浅誠
理事	藤田淑子
理事	釜池雄高

監事

石橋京士

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2020年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2019年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費 正会員 5,000円

賛助会員 1口3,000円（1口以上）

役員報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ（以下「むすびえ」）の役員の報酬および役員に対する実費の弁償等について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 むすびえが報酬を支払うことができる役員は、定款第18条1項に定める理事および監事をいう。

（理事の報酬）

第3条 役員に対しては、理事会の決議で定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。

2 前項の決議について、報酬を受領する理事は、議決に加わることができない。

（報酬等の支給方法）

第4条 役員に対する報酬は、月額分を本人の指定する本人口座へ毎月振り込むものとする。ただし、法令等に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額からその金額を控除して振り込むものとする。

2 役員がその職務を執行するために要した費用は、むすびえ旅費・経費規程に準じて弁償することができる。

（報酬の額の決定）

第5条 理事の報酬の額および額の改定については、第3条1項の決議により定める総額の範囲内で、勤務の状況等に応じて、理事会の決議で定めるものとする。

2 監事の報酬の額および額の改定については、第3条1項の決議により定められた総額の範囲内において、勤務の状況等に応じて、監事の協議で決定するものとする。

（任期の途中での就任および退任等）

第6条 任期の途中において新たに就任した役員に対し、報酬を支払うことができる役員には、就任した日から報酬を支払うことができる。

2 報酬を支払うことができる役員が任期の途中において退任し、または解任され役員でなくなった場合にはその日までの報酬を支払うものとする。

3 報酬を支払うことができる役員が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支払うものとする。

4 第1項または第2項の規定により報酬を支払う場合には、その月の総日数から日曜日、土曜日および祝祭日を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算するものとする。

第7条（適用除外）

むすびえの事業の一部を兼務する役員の当該兼務業務については、この規程は適用しない。

第8条（改正等）

この規程の制定及び改廃は、理事会が決定し、総会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、2019年1月1日に遡及して適用する。

2019年5月15日制定

コンプライアンス規程

(目 的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ（以下「当法人」という。）が、直面し又は将来において直面する可能性のあるコンプライアンス（法令及び当法人の定める各種規則の遵守をいうがこれに限られない。以下、同じ。）に関する諸問題を適切に処理し、以て、当法人の事業活動を公正かつ適正に運営するための組織及び施策の実施についての原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 この法人の役員及び職員（当法人の従業員及び当法人から業務の委託を受ける者、当法人の事業活動に関与するボランティアを言う。以下、役員を含め「役職員等」という。）は、当法人が別に定める倫理規程（以下、「本倫理規程」という。）の内容を理解し、当法人の事業活動に従事するに際しては本倫理規程の内容に従うものとする。

(コンプライアンス管理機関)

第3条 当法人は、第1条の目的を達成するために、以下に掲げる機関を置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会
- (3) コンプライアンス事務局

(コンプライアンス担当理事)

第4条 コンプライアンス担当理事は、定員を1名以上とし、当法人の理事の中から、理事会の決議により理事長が任命する。

(コンプライアンス担当理事の職務)

第5条 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンスに関する一切の事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施を行わなければならない。

2 コンプライアンス担当理事は、前項の職務の実施するために、以下の職務に任じる。

- (1) コンプライアンス施策実施の責任者
- (2) コンプライアンス違反事例対応に関する統括責任者
- (3) コンプライアンス委員会の委員

3 コンプライアンス担当理事は、理事会に対し、当法人のコンプライアンスに関する事項について、定期的に報告しなければならない。

(コンプライアンス委員会)

第6条 コンプライアンス委員会の委員は以下に掲げる者に委嘱するものとする。

- (1) 当法人のコンプライアンス担当理事
- (2) 前号に掲げる他、当法人が特に指定した理事
- (3) 当法人の監事のすべて
- (4) 外部有識者

2 コンプライアンス委員会の委員の数は3名以上とする。なお、当法人は、委員の委嘱にあたって、当法人の理事が、委員総数の過半数を超えないよう努めるものとする。

3 コンプライアンス委員会の委員長及び副委員長は、コンプライアンス委員の互選により決定する。

4 コンプライアンス委員会の委員長及び副委員長の任期は、就任から1年以内に開催される定例委員会のときまでとする。ただし、後任の委員長及び副委員長が選任されるまでの間、委員長及び副委員長は引き続きその任に就くものとする。

5 第1項に関わらず、コンプライアンス委員会が取り扱う議事の内容に利害関係を有する委員は、当該議事に関しては参加をすることができない。

(コンプライアンス委員会事務局)

第7条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス委員会に関する庶務を処理させるために、コンプライアンス委員会事務局を設置する。

2 コンプライアンス委員会事務局の事務局長は、コンプライアンス事務局の長を以て、これに充てる。

(コンプライアンス委員会の職務)

第8条 コンプライアンス委員会は、以下に掲げる事項に関し、コンプライアンス担当理事の諮問に対し答申を行わなければならない。

- (1) コンプライアンスに関する施策の検討及び実施方法
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- (4) コンプライアンス違反関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (5) 第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分及び再発防止策の確実な実施と公表
- (6) その他、コンプライアンス担当理事が諮問した事項

2 前項に定めるもののほか、コンプライアンス委員会は当法人のコンプライアンスに関する事項について、委員の過半数の決議により、当法人の理事に対して勧告を行うことができる。

(コンプライアンス委員会の開催)

第9条 コンプライアンス委員会は、定例委員会として、毎年3月に、委員長が招集する。

2 前項に関わらず、コンプライアンス担当理事は、委員長及び副委員長のいずれかに欠員が生じたときは、臨時に定例委員会を招集し、コンプライアンス委員会に対して、委員長及び副委員長の選任を求めることができる。

3 前2項に定める他、委員長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時委員会を招集することができる。

4 委員は、コンプライアンスに関する事項について勧告をすることが必要である考えるときは、委員長に対して委員会の招集を求めることができる。このとき、委員長が委員会の招集を行わないときは、委員長はその理由を委員会の招集を求めた委員に通知しなければならない。

(コンプライアンス委員会委員長及び副委員長の職務)

第9条の2 コンプライアンス委員会の委員長は、前条に定める他、コンプライアンス委員会を代表し、コンプライアンス委員会の活動を統括する。

2 コンプライアンス委員会の委員長が事故によりその職務を行えないときは、副委員長がその職務を代行し、副委員長も事故によりその職務を行えないときは、コンプライアンス担当理事がコンプライアンス委員の中から職務代行者を指名してその職務を行わせるものとする。

(コンプライアンス事務局)

第10条 コンプライアンス事務局の事務は、当法人総務部が所掌する。

2 コンプライアンス事務局は、コンプライアンス担当理事の職務を補佐し、当法人のコンプライアンスに関わる一切の事項に関する企画及び運営を行う。

3 コンプライアンス事務局は、当法人のコンプライアンスに関する状況、その他コンプ

ライアンスにかかわる一切の事項をコンプライアンス担当理事及びコンプライアンス委員会に定期的に報告する。

（コンプライアンス違反行為の報告及び調査）

第11条 役職員等は、本倫理規程その他法令または当法人の定める規定に違反する行為、若しくはこれらに該当するおそれがある行為（以下、「コンプライアンス違反行為」という。）があると判断したときは、これを速やかにコンプライアンス事務局、又はコンプライアンス担当理事に報告しなければならない。

2 コンプライアンス事務局の長は、コンプライアンス事務局がコンプライアンス違反行為の報告を受けたときは、受領した全ての情報を、コンプライアンス担当理事に報告するとともに、コンプライアンス担当理事の指揮のもと、当該コンプライアンス違反行為に関する事実関係を調査しなければならない。

3 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス違反行為に関する報告を受領したときは、コンプライアンス事務局に速やかに事実関係の調査を命じるとともに、コンプライアンス違反行為に対する対応策を講じなければならない。

（コンプライアンス教育）

第12条 当法人の役員は、役職員等に対してコンプライアンスに関する周知を行わなければならない。

2 役職員等は、本倫理規程を含むコンプライアンスに関する事項について、自ら進んで情報を収集しなければならない。

（改廃手続き）

第13条 この規定を改正し又は廃止するときは、理事会の決議をもって行わなければならない。

2 この規定を改正し又は廃止しようとするときは、コンプライアンス担当理事は、その旨を速やかに監事に通知しなければならない。このとき、監事は改正又は廃止が不適切であると思慮するときは、速やかにその旨の意見を理事に対して述べなければならない。

附 則

この規程は、2020年6月1日から施行する。（2020年5月3日理事会決議）

2022年5月19日改定

附 則

この改定規程は、2022年6月1日から施行する。

ハラスメント防止規程

第1章 総 則

(目的)

- 第1条 この規程は、職場におけるハラスメント（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントおよび妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメントやその他ハラスメント行為とみなされる行為の全て）を防止するために職員が遵守すべき事項や防止するための措置等を定めたものであり、働きやすい職場環境を実現することを目的とする。
2. なお、この規程における職員とは、役員、社員、臨時社員、業務委託契約社員、パートタイム労働者および派遣労働者等、その身分や雇用形態に関わりなく職場内で就業するすべての者が含まれるものとする。

(定義)

- 第2条 セクシュアルハラスメントとは、職場における性的な言動に対する職員の対応等により当該職員の労働条件に不利益を与えること、または性的な言動により他の職員の就業環境を害することをいう。なお、セクシュアルハラスメントには同性に対するものも含まれ、職員の性的指向や性自認の状況にも関わらないものとする。
2. パワーハラスメントとは、職場における優越的な関係に基づき、業務の適正な範囲を超え、身体的もしくは精神的な苦痛を与えること、または就業環境を害することをいう。
3. 妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメントとは、職場において、上司や同僚が、職員の妊娠・出産および育児・介護等に関する制度または措置の利用に関する言動により職員の就業環境を害することをいう。なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものについては、妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメントには該当しない。
4. 前各項のいずれも、職権を背景にしないハラスメント行為も含むものとし、これらに準ずるものであって職場環境を悪化させたり個人の人格や尊厳を侵害したりするような一切の行為を、この規程におけるハラスメントとする。
5. 前各項の職場とは、主として勤務する場所のみならず、職員が業務を遂行するすべての場所をいい、また、就業時間内に限らず、実質的に職場の延長とみなされる就業時間外の時間を含むものとする。

第2章 禁止行為

(禁止行為の原則)

- 第3条 すべての職員は、他の職員を業務遂行上の対等なパートナーとして認め、職場における健全な秩序ならびに協力関係を保持する義務を負うとともに、職場内において次条から第6条に掲げる行為をしてはならない。
2. 法人および職場内の管理監督者は、職員が職場におけるハラスメントを受けている事実を認めながら、これを黙認する行為をしてはならない。

(セクシュアルハラスメント行為の禁止)

- 第4条 職員は、次に掲げるようなセクシュアルハラスメント行為をしてはならない。
- (1) 性的および身体上の事柄に関する不必要な質問・発言

- (2) わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
- (3) うわさの流布
- (4) 不必要な身体への接触
- (5) 性的な言動により、他の職員の就業意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為
- (6) 交際・性的関係の強要
- (7) 性的な言動への抗議または拒否等を行った職員に対して、解雇、不当な人事考課、配置転換等の不利益を与える行為
- (8) その他、相手方および他の職員に不快感を与える性的な言動

(パワーハラスメント行為の禁止)

第5条 職員は、次に掲げるようなパワーハラスメント行為をしてはならない。

- (1) 殴打、足蹴りするなどの身体的攻撃
- (2) 人格を否定するような発言をする精神的な攻撃
- (3) 自分の意に沿わない職員に対して、仕事を外したり、長期間にわたり別室に隔離したりするなどの人間関係からの切り離し
- (4) 長期間にわたり、肉体的苦痛を伴う環境で、業務に直接関係ない作業を命じるなどの過大な要求
- (5) 管理職であるメンバーを退職させるために、誰でも遂行可能な業務を行わせるなどの過小な要求
- (6) 集団で同僚1人に対して、職場内外で継続的に監視したり、他の職員に接触しないように働きかけたりするなどの個への侵害

(妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメント行為の禁止)

第6条 職員は、次に掲げるような妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメント行為をしてはならない。

- (1) メンバーの妊娠・出産・育児・介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取扱いを示唆する言動
- (2) メンバーの妊娠・出産・育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動
- (3) メンバーが妊娠・出産・育児・介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等
- (4) メンバーが妊娠・出産等したことにより、解雇その他の不利益な取扱いを示唆する言動
- (5) メンバーまたは同僚が妊娠・出産等したことに対する嫌がらせ等

(その他ハラスメント行為とみなされる全ての行為の禁止)

第7条 職員は、名称如何に関わらず、第4条、第5条、第6条各号に準ずるその他ハラスメント行為をしてはならない。

第3章 相談・苦情の取扱い

(対応機関の設置)

第8条 法人は、ハラスメントに関する相談・苦情に対応するため相談窓口ならびに調査委員会を設ける。

2. 相談窓口は次の業務を担当するものとする。

- (1) ハラスメントに関する相談・苦情を受け付けること。
- (2) 必要事項の聞き取りを行い、コンプライアンス担当理事へ報告すること。
- (3) 調査委員会での検討事案が決定し、該当する場合は調査委員会へ報告すること。
- (4) その他、ハラスメント防止に関する事項の処理を行うこと。

3. 調査委員会は次の業務を担当するものとする。

- (1) 相談・苦情があった事案について、調査を行うかを検討し、決定すること。
- (2) 相談・苦情があった事案について、事実関係を確認すること。
- (3) 相談・苦情があった事案について、事実に基づいた適切な措置を講ずること。
- (4) その他、ハラスメント防止に関連する事項の処理を行うこと。

(相談・苦情の申出)

第9条 ハラスメントを受けた職員またはハラスメントを目撃した職員は、相談窓口に対してハラスメントに関する相談・苦情の申出を行うことができる。

2. ハラスメントに関する相談・苦情の申出は、現実が発生した場合だけでなく、発生のおそれがある場合にも行うことができる。

(申出の方法)

第10条 前条に定める相談・苦情の申出は、書面または口頭で行うものとする。

(プライバシーの保護)

第11条 相談窓口の担当者は、申出をした職員および関係当事者のプライバシーの保護に十分留意しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第12条 法人は、職員がハラスメントに関する相談・苦情を申し出たことを理由として、当該職員に不利益な取扱いをしてはならない。

第4章 ハラスメントへの対応

(事実認定)

第13条 ハラスメントの最終的な事実認定は、相談窓口からの報告をもとに、調査委員会で行う。

(懲戒処分)

第14条 法人は、ハラスメント行為が認められた職員に対し、就業規則に基づいて懲戒処分を行う。処分の対象者が役員、業務委託契約社員等の場合は、就業規則に準じた処分を理事会で検討する。ただし、派遣労働者等当社の就業規則の適用を受けない者については、当該者の雇用主等に対して厳正な処分を求めるものとする。

(指導・啓発)

第15条 法人および職場内の管理監督者は、職員によるハラスメント行為が起きないように、職員の指導・啓発に努めなければならない。

(再発の防止)

第16条 法人は、ハラスメントが発生した場合は、速やかに再発防止に取り組むこととする。

附 則

(施行日)

本規程は2021年9月1日より施行する。

(改訂日)
2021年12月16日改訂

リスク管理規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ（以下、「当法人」という。）におけるリスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスクの発生防止及びリスクの発生による当法人の損失を最小化することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、当法人の役員及び当法人の職員等（従業員及び当法人から業務の委託を受ける者、当法人の事業活動に関与するボランティアのことをいい、以下、役員と職員等を総称して「役職員等」という。）に適用されるものとする。

（定義）

第3条 この規程において「リスク」とは、当法人に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせる可能性のある全ての事項を指すものとする。

2 この規程において「具体的リスク」とは、リスクのうち以下に掲げる事態を指す。

- (1) 公益性に疑念を与える活動の実施
- (2) 不適切な情報の提供
- (3) 収入の減少
- (4) 資産の減少
- (5) 労使関係トラブルの発生
- (6) 役員間のトラブルの発生
- (7) 自然災害及び事故の発生
- (8) 役職員等間での感染症の蔓延
- (9) 反社会的勢力からの攻撃
- (10) 上記に準じる事態

（基本的責務）

第4条 役職員等は、業務の遂行に当たって、法令、定款及び当法人の定める全ての規程を遵守しなければならない。

（リスクに関する措置）

第5条 役員は、具体的リスクを積極的に予見し適切に評価するとともに、当法人にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、リスクの回避及び損害の低減に必要な措置を予め講じるよう努めなければならない。

2 職員等は、当法人の業務に従事するにあたり、役員又は上長に対し当該業務において予

見されるリスクを進んで明らかにするとともに、これを処理するための措置について述べるよう努めなければならない。

（具体的リスク発生時の措置）

第6条 役員は、具体的リスクが発生した場合には、当該具体的リスクによる損害を最小化するために必要と認められる範囲内の対応を行わなければならない。

2 職員等は、具体的リスク発生後、速やかに役員又は上長に必要な報告をするとともに、その後の処理については役員又は上長の指示に従わなければならない。

3 役員は、具体的リスクに起因する新たなリスクの具体化に備えるために、前条第1項の措置を講じなければならない。

（具体的リスクの処理後の報告）

第7条 役員は、具体的リスクに関する処理が終了した場合には、処理の経過及び結果について記録を作成し、理事会及び監事に報告しなければならない。

（クレームなどへの対応）

第8条 職員等は、口頭又は文書により当法人の会員、取引先、顧客その他利害関係者からクレームや異議等の抗議（以下、「クレーム等」という。）を受けたときには、これを速やかに役員又は上長に報告しなければならない。

2 前項に基づき報告を受けた上長及び役員は、クレーム等に関する重要度を判断し、適切な対応策を検討したうえで、職員等に対応を指示しなければならない。このとき、役員及び上長は、クレーム等が具体的リスクの端緒であることを十分理解し、リスクが現実化しないよう対応を検討しなければならない。

（対外文書の作成）

第9条 役職員等は、当法人の名義で発出する書面を作成するにあたっては、別途当法人が定める文書管理規程の定めに従い、適切な決済を受けて作成し頒布しなければならない。

（守秘義務）

第10条 役職員等は、当法人の業務に従事するにあたり知り得た一切の情報を第三者に開示してはならない。

2 役職員等は、リスクに関する情報については、リスク管理の観点から職掌に応じて開示される情報が異なることを十分に理解し、自己が受領した情報を当法人の職員等を含む第三者にみだりに開示してはならない。

（緊急事態の範囲）

第11条 この規程において緊急事態とは、次の各号に掲げる事象によって、当法人、当法人の事業所、又は役職員に急迫の事態が生じ、又は生じるおそれがあり、当法人を挙げた対応が必要である場合をいう。

(1) 自然災害

地震、風水害等の災害

(2) 事故

① 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故

② 当法人の活動に起因する重大な事故

③ 役職員に係る重大な人身事故

(3) 感染症

(4) 犯罪

① 建物の爆破、放火、誘拐、恐喝その他の外部からの不法な攻撃

② 当法人の法令違反等の摘発等を目的とした官公庁による立入調査

③ 内部者による背任、横領等の不祥事

(5) 機密情報の漏えいや情報システムへの不正なアクセス

(6) その他上記に準ずる法人運営上の緊急事態

(緊急事態への対応)

第12条 当法人は、前条の規定に定める緊急事態が発生した場合、理事長をリスク管理統括責任者として、緊急事態に対応する体制をとるものとする。

(緊急事態の通報)

第13条 緊急事態の発生を認知した役職員は、速やかに所定の上長その他当法人が定める通報先に速やかに通報しなければならない。

2 前項の通報をうけた役職員等は、これを速やかに上長に通報しなければならない。

3 第1項の通報を受けた役員は、これを速やかに理事長に通報しなければならない。

4 本条に基づく通報は、迅速に行われるものとし、正確性を期するために通報を遅滞させてはならない。また、通報にあたっては、状況の変化に応じて逐次追加の通報を実施しなければならない。

(情報管理)

第14条 緊急事態の通報を受けた者は、当該情報をみだりに拡散せず、適切な情報管理を実施しなければならない。

(緊急事態発生時の対応の基本方針)

第15条 緊急事態の発生時においては、当該緊急事態の対応を行う部署は、次の各号に掲

げる基本方針に従い、対応するものとする。ただし、次条の規定により緊急事態対策室（以下「対策室」という。）が設置される場合、当該部署は、対策室の指示に従い、対策室と協力して対応するものとする。

(1) 地震、風水害等の自然災害

- ① 生命及び身体の安全を最優先とする。
- ② （必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
- ③ 災害対策の強化を図る。

(2) 事故

- ① 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故
 - ・ 生命及び身体の安全を最優先とし、環境破壊の防止にも努める。
 - ・ （必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
 - ・ 事故の再発防止を図る。
- ② この法人の活動に起因する重大な事故
 - ・ 生命及び身体の安全を最優先とする。
 - ・ （必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
 - ・ 事故の再発防止を図る。
- ③ 役職員に係る重大な人身事故
 - ・ 生命及び身体の安全を最優先とする。
 - ・ （必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
 - ・ 事故の再発防止を図る。

(3) インフルエンザ等の感染症

- ・ 生命及び身体の安全を最優先とし、伝染防止にも努める。
- ・ （必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
- ・ 集団感染の予防を図る。

(4) 犯罪

- ① 建物の爆破、放火、誘拐、恐喝、脅迫その他の外部からの不法な攻撃
 - ・ 生命及び身体の安全を最優先とする。
 - ・ 不当な要求に安易に屈せず、警察と協力して対処する。
 - ・ 再発防止を図る。
- ② この法人の法令違反等の摘発等を目的とした官公庁による立入調査
 - ・ この法人の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
 - ・ 再発防止を図る。
- ③ 内部者による背任、横領等の犯罪及び不祥事
 - ・ この法人の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
 - ・ （必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
 - ・ 再発防止を図る。

(5) 機密情報の漏えいや情報システムへの不正なアクセス

- ・被害状況（機密情報漏えいの有無、この法人外への被害拡大や影響の有無）の把握
- ・被害の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
- ・（必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
- ・再発防止を図る。

(6) その他経営上の事象

この法人の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。

（緊急事態対策室）

第16条 緊急事態が発生した場合又はその発生が予想される場合、理事長は、必要に応じて対策室を設置するものとする。

2 対策室は以下の職員を置くものとする。

- (1) 室長
- (2) リスクマネジメントオフィサー
- (3) 室員

3 前項の職員は以下の者を以て充てるものとする。

- (1) 室長は理事長を以てこれに充てる。
- (2) リスクマネジメントオフィサーは、事務局長又は管理部門マネージャーから、理事長が指名しこれに充てる。
- (3) 室員は、室長が氏名する役職員等を以て充てる。

（対策室会議の開催）

第17条 室長は対策室を設置したときは、速やかに対策会議を招集しなければならない。

（対策室の分掌）

第18条 対策室は以下の業務を分掌するものとする。

- (1) 情報の収集・確認・分析
- (2) 初期対応の決定・指示
- (3) 原因の究明及び対策基本方針の決定
- (4) 対外広報、対外連絡の内容、時期、窓口、方法の決定
- (5) 対社内連絡の内容、時期、方法の決定
- (6) 緊急事態の対応に必要な権限の委任
- (7) 緊急事態の対応に関する役割分担の決定、及び対策実行の指示並びに実行の確認
- (8) その他、緊急事態の対応に必要な一切の事項

(役職員への指示・命令)

第19条 対策室は、緊急事態を解決するに当たって、必要と認められるときは、役職員等に対して一定の行動を指示・命令することができる。

2 役職員等は、対策室から指示・命令が出されたときは、その指示・命令に従って行動しなければならない。

(報道機関への対応)

第20条 緊急事態に関する報道機関からの取材は、事務局長又はリスクマネジメントオフィサーが対応する。

(届出)

第21条 緊急事態のうち、所管官公庁への届出を必要とするものについては、これを速やかに届け出るものとする。

2 所管官公庁への届出は、事務局長又はリスクマネジメントオフィサーがこれを行う。

3 事務局長又はリスクマネジメントオフィサーは、所管官公庁への届出の内容について、予め理事長の承認を得なければならない。

(緊急事態の終了)

第22条 理事長は、緊急事態が収束したと判断したときは、緊急事態の宣言を終了しなければならない。このとき、対策室を設置していたときは、理事長は対策室を解散しなければならない。

(理事会及び監事への報告)

第23条

理事長は、緊急事態対策を実施したときは、その直後に開催される理事会において、次の事項を報告しなければならない。

- (1) 発生した緊急事態の内容
- (2) 発生にいたる経緯
- (3) 対応の内容
- (4) 対応に要した費用
- (5) 再発防止策
- (6) 緊急事態が継続しているときは、今後の対応方針
- (7) 緊急事態に関し役職員等の処分を実施したときはその処分の内容

(懲戒)

第24条 理事長は、以下に該当する役職員等（ただし、監事を除く。）を、その情状により、懲戒処分に付することができる。

- (1) 具体的リスクの発生に意図的に関与した者
- (2) 具体的リスクが発生するおそれがあることを予知しながら、その予防策を意図的に講じなかった者
- (3) 具体的リスクの解決について、当法人の指示・命令に従わなかった者
- (4) 具体的リスクの予防、発生、解決等についての情報を、当法人の許可なく外部に漏らした者
- (5) その他、具体的リスクの予防、発生、解決等において当法人に不都合な行為を行った者

（緊急事態通報先一覧表）

第25条 総務部は、緊急事態の発生に備えて、緊急事態通報先一覧表（以下「一覧表」という。）を作成し、これを関係者に周知徹底しなければならない。

2 一覧表は、少なくとも6カ月に1回点検の上、必要に応じて修正する等、常に最新のものとするように努めなければならない。

（一覧表の携帯等）

第26条 役職員は、一覧表又はこれに代わり得るものを常に携帯するとともに、常時その所在又は通報先を明らかにしておかなければならない。

2 前項に規定する者を除く関係者も、緊急事態発生時の通報先を常に把握しておかなければならない。

（改 廃）

第27条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2020年6月1日から施行する。（2020年5月3日理事会決議）

監事監査規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ（以下「この法人」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほかはこの規程による。

(基本理念)

第2条 監事は、この法人の機関として、理事との相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、この法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

(職責)

第3条 監事は、理事の職務の執行又は職員の業務の遂行を監査する。

(理事等の協力)

第4条 理事及び職員は、監事による法令、定款及びこの規程に定める業務の遂行に協力するものとする。

2 理事又は理事会は、監事の職務のために必要な体制の整備に留意する。

第2章 監査の実施

(監査の実施)

第5条 監事は、監査事項について、調査、閲覧、立会、報告の聴取等により監査を行うものとする。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会議への出席)

第6条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、評議員会に出席し、意見を述べることができる。

3 監事は、理事会又は評議員会に出席できなかった場合には、出席した理事から、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

4 監事は、理事会及び評議員会以外に開催される重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

第3章 報告、意見陳述等

(理事会への報告等)

第7条 監事は、理事又は職員が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認める
とき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、
遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

- 2 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長（理事長に事故が
あるとき又は理事長が欠けたときは各理事）に対し理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の請求をした監事は、当該請求から5日以内に、当該請求があった日から2週間以内の日を
理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、理事会を招集することができる。
- 4 監事は、理事に対し、業務の執行に当たり、この法人の業務の適正かつ合理的な運営のため、
業務の運営又はこの法人の諸制度について、意見を述べることができる。

（差止請求）

第8条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、
又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害
が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、その行為の差止めを請求することができる。

（理事等からの報告への対応）

第9条 監事は、理事又は職員から、理事又は職員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするお
それがある、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があるとの報告を
受けた場合、調査等の必要な措置を講ずるものとする。

（会計方針等に関する意見）

- 第10条 監事は、理事が会計方針又は計算書類及びその附属明細書の記載方法を変更する場合に
は、あらかじめ変更の理由について報告するよう求めることができる。
- 2 監事は、会計方針又は計算書類及びその附属明細書の記載方法について疑義又は意見があるとき
は、理事に意見を述べなければならない。

（評議員会への報告）

第11条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査
し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結
果を評議員会に報告しなければならない。

（評議員会における説明義務）

第12条 監事は、評議員会において評議員から説明を求められ、又は質問を受けた場合には、議長
の議事運営に従い、法令で定める場合を除き、必要な説明又は回答をしなければならない。

第4章 監査報告

（財務諸表等の監査）

第13条 監事は、理事長から財務諸表等及び事業報告を受領し、これらの書類について監査する。

(監査報告)

第14条 監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告を作成する。監事の間で異なる意見がある場合には、それぞれの意見を監査報告に記載する。

2 前項の監査報告には、作成年月日を付し、監事全員が記名押印をするものとする。

3 監事は前2項の規定により作成した監査報告を、理事に提出する。

第5章 雑 則

(監査補助者)

第15条 監事の職務執行の補助機関として、基盤整備事業担当者を置く。

2 前項の補助機関に関する事項については、監事と理事長との協議によって定める。

(改 廃)

第16条 この規程の改廃は、監事全員の合意により行い、理事会に報告する。

附 則

この規程は、2020年6月1日から施行する。(2020年5月3日監事決定)

環境配慮方針

1. 理念

特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ（以下、「当法人」といいます）は、「全国のこども食堂が、それぞれの事業基盤を強化し、相互に支えあい、かつ地域・社会から広く理解を得て事業を行えるよう、こども食堂やそのネットワーク団体への支援、こども食堂を支援する企業・団体・個人などへのコンサルティングや企画運営支援、及びこども食堂に関する調査研究を行い、それによってこども食堂がすべての子が安心して利用できる場になることを通じて、誰も取り残さない共生社会の創造に寄与する」という目的のもと、法人としての社会的責任を自覚し、社会の持続的発展及び循環型社会の実現に貢献します。

2. 指針

- (1) 当法人は環境に関連する法規制を遵守します。
- (2) 当法人は食品ロスの削減に努めます。
- (3) 当法人は環境に配慮した企業との連携を積極的に推進します。
- (4) 当法人は、地域社会、企業、全国のこども食堂と連携し、環境保全に努めます。

2020年9月28日

特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ

寄付金取扱規程

(目 的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ（以下「この法人」という。）が受領する寄付金の取扱いに関して必要な事項を定めることにより、この法人の寄付金取扱い事務の適正化を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、寄付金とは、この法人が寄付、遺贈、募金等の名目を問わず、返還義務を伴わずに受領する対価性のない金銭その他の財産権（この法人に対する無償の役務提供を除く）をいう。

(寄付金の種類)

第3条 この法人が受け入れる寄付金の種類は、「一般寄付金」、「指定寄付金」及び「特別寄付金」とする。

2 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 一般寄付金

個人または団体から使途の特定がなされないで受領する寄付金

(2) 指定寄付金

広く一般に、この法人が使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄付金

(3) 特別寄付金

前各号のほか、この法人が予め使途を特定して、個人または団体から受領する寄付金

(一般寄付金の募集及び使途)

第4条 この法人は常時一般寄付金を募ることができる。

2 一般寄付金は、定款第5条に定める特定非営利活動に係る事業に使用するほか、この法人の運営上必要な範囲で管理費に使用することができる。

(指定寄付金の募集及び使途)

第5条 指定寄付金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金使途及びその他の必要な事項を説明した書面（電磁的方法・記録を含む）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。変更する場合も同様とする。

2 指定寄付金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を定款第5条の特定非営利活動目的事業のうち特定の事業に使用することとして資金使途を具体的に定めなければならない。

3 指定寄付金について、募集総額を上回る寄付金が寄せられた場合及び予定していた資金使途への充当が困難になった場合等は、理事会の議決を経て、この法人の他の特定非営利活動に係る事業に使用することができる。また、受領した指定寄付金総額の最大3割（当該指定寄付金の募集経費を含む）までを上限として、必要な範囲で管理費に使用することができる。

(特別寄付金)

第6条 この法人は、個人または団体から特別寄付金を受領することができる。但し、特別寄付金を受領するには、理事会の承認を求めなければならない。

2 特別寄付金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、特定の目的に使用するものとする。

（金銭以外の寄付金）

第7条 金銭以外の寄付金等については、寄付者に説明した寄付の使途の範囲内で、この法人が自ら使用するほか、換価等の処分の上、必要経費を控除した残額を前3条の規定に従って使用するものとする。

（寄付金の受入の制限）

第8条 この法人は、寄付金が次の各号に該当するとき、またはそのおそれがあるときは、その受入を辞退し、寄付者またはその承継人に対して、受領した寄付金等を返還することができる。

- ① 法令または定款に抵触するとき
 - ② 寄付金等の受け入れに起因して、この法人が著しい負担を生じるとき
 - ③ この法人の業務遂行上支障があると認められるときおよびこの法人が受け入れるには不相当と認められるとき
 - ④ 寄付者が使途を指定して行った寄付に関し、その使途が定款に定めるこの法人の目的の達成に資するものでないとき
 - ⑤ 寄付者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき
- 2 前項に基づき、寄付者またはその承継人に対して、寄付金の返還をする場合に、寄付者本人またはその指定する者に対する返還が困難な事情があるときは、返還に代えて供託等のこの法人の指定する適切な方法をとることができるものとする。
- 3 前2項に基づく寄付金の返還等が、やむを得ない理由により、次条に定める領収証等の発行後に行われる場合は、原則として発行済領収証等の返還を要するものとする。

（寄付金の受領後の対応）

- 第9条 この法人が寄付金を受領したときは、前条に定める受入制限に該当しない限り、遅滞なく礼状（受領書）または領収証（以下「領収証等」という。）を、寄付者またはその承継人へ送付する。ただし、寄付者もしくはその承継人の氏名、名称、所在等が客観的な記録等から確認できない場合、または寄付者またはその承継人が特段の意思を表明したときはこの限りでない。
- 2 前項のほか、この法人は、理事会の決定に基づき、寄付者またはその承継人に対して、特別な表彰を行うことができる。
- 3 寄付金の領収証等は、寄付金の振込記録または寄付者が作成する寄付申込書等の客観的な記録に基づき、可能な限り寄付者またはその承継人本人の氏名または名称で発行するものとする。なお、寄付者またはその承継人から本人以外の名義による領収証等の発行依頼があったときは、会計責任者及び担当理事が法令等に照らしてその適否を判断するものとする。
- 4 この規程に定めるものを除き、この法人の資産の譲渡・貸付・運用、役務の提供、役員の選任及び事業の運営等に関して、寄付者またはその承継人に特別の利益を与えないよう留意しなければならない。

（寄付金の使途結果の報告）

第10条 寄付金の使途結果の報告は、この法人の社員総会における事業報告およびホームページ、活動報告書等により、適時適切に行うものとする。

（個人情報保護）

第11条 寄付者およびその承継人に係る個人情報は、この法人が別途定める個人情報保護方針に基づき、適切に取得、管理および利用しなければならない。

(遺贈および相続財産からの寄付)

第12条 寄付者からの遺贈および相続財産からの寄付、信託や生命保険の仕組みを利用した寄付についても、本規定を準用する。

2 遺贈または相続財産からの寄付を受け入れるにあたっては、弁護士や税理士等の専門家に適宜助言を求め、遺贈者または寄付者の想いの実現を図るべく、円滑な受け入れができるよう努める。

(雑 則)

第13条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施に必要な事項は、別に理事会において定める。

(規程の改正)

第14条 本規程は、理事会の決議により改正することができる。

附 則

この規程は、2021年6月1日より施行する。(2021年5月25日理事会議決)

給与規程

(総則)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ（以下「当法人」という。）の職員の給与について定める。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、月給制または時給制とし、それぞれ次に掲げる区分により支給する。

(1)基本給

(2)手当

該当する職員には、次の手当を支給する。

- 1 業務手当
- 2 扶養手当
- 3 通勤手当
- 4 超過勤務・休日勤務手当

(基本給の計算方法)

第3条 基本給は、本人の職務内容、業務遂行能力、勤務成績、勤務態度、勤続年数等を総合考慮して個別に決定する。

(初任給)

第4条 初任給は、技能経験、学識等を勘案し、理事長が決定する。

(給与改定)

第5条 給与改定の時期は4月1日とする。給与改定の実施については、当法人の業績、社会情勢等を勘案して毎年決定する。

2 給与改定は、職員の勤務状況、業績等を勘案して各人ごとに、理事長が決定する。

(業務手当)

第6条 業務手当は、関与する業務ごとに都度合意の上設定された金額を支給する。

(扶養手当)

第7条 扶養手当は、毎月1日現在に扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養親族とは、次に掲げるもので、他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けているもので、理事長が認めた者とする。

- (1) 配偶者
- (2) 満18歳未満の子および孫
- (3) 父母および祖父母
- (4) 心身に重大な障害のある子および孫

3 扶養手当の額は、扶養親族の状況等を勘案して、各人ごとに理事長が決定する。

4 扶養親族に異動があった場合は、直ちに当法人あてに届け出なければならない。

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、最寄駅より勤務先事業所最寄駅までの通勤実費を支給する。ただし、最寄駅までのバス路線距離が 1.5km 以内の場合は、バス運賃を支給しない。

2 前項の利用する交通機関及び通勤実費については、理事長の承認を要する。

3 通勤手当は、原則として毎月通勤に要する実費を支給する。

4 職員が次の各号の一に該当することになった場合、職員は既に支給した通勤手当の残額(解約精算金)を返還するものとする。

- (1) 第1項に該当しなくなった場合
- (2) 住所又は居所の変更その他の事由により通勤の経路又は手段を変更した場合
- (3) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の1日から末日までの全日数にわたり通勤しなかったときは、既支給通勤手当額の1か月分相当額を返還する
- (4) 休職した場合
- (5) 退職した場合

(超過勤務・休日手当)

第9条 超過勤務・休日勤務手当は、勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対し支給する。

2 超過勤務・休日手当の額は、次により算出した額とする。

- (1) 時間外勤務(法定労働時間内の場合)
基本給÷(当該年度所定労働時間÷12)×勤務時間×1.00
- (2) 時間外勤務(法定労働時間超の場合)
基本給÷(当該年度所定労働時間÷12)×勤務時間×1.25
- (3) 時間外勤務(午後10時より翌朝5時まで)
基本給÷(当該年度所定労働時間÷12)×勤務時間×1.50
- (4) 休日(法定外)勤務
基本給÷(当該年度所定労働時間÷12)×勤務時間×1.25
- (5) 休日(法定)勤務
基本給÷(当該年度所定労働時間÷12)×勤務時間×1.35
- (6) 上記(4)及び(5)において、午後10時より翌朝午前5時に勤務した場合は、それぞれに 0.25 を加算する。
- (7) 代休を取得した場合は、その時間部分に対し、割増分を支給する。

3 当法人の指示によらないで超過勤務をし、または所定の手続きを怠った場合には、超過勤務手当を支給しないことがある。

(給与の支給日)

第10条 給与の計算期間は毎月1日より末日までとし、支給日は翌月末日(その日が当法

人の休日に当たるときはその前日、以下順次繰り上げ)とする。

2 超過勤務手当の計算期間は、毎月末日を締切日とし、翌月の給与支給日に支給する。

(給与の支給方法)

第11条 給与は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むこともできる。

2 前項にかかわらず、次の各項目のうち必要な項目を合意のうえ給与から控除するものとする。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税
- (3) 健康保険料
- (4) 厚生年金保険料
- (5) 介護保険料
- (6) 雇用保険料
- (7) その他、控除する旨あらかじめ労使協定にて定めたもの

(給与の減額)

第12条 次の各号の一つに該当する不労日が生じた場合は、給与は支給しない。

- (1) 産前産後の休業、出勤制限及び休職の規定により生ずる不労日
- (2) 年次有給休暇・夏期休暇、特別休暇等および通常の遅刻・早退で当法人内で権限のある者による承認を得たものを除く不労日または不労時間
- (3) 育児休業の期間における不労日
- (4) 介護休業の期間における不労日
- (5) 入社または退職月の不労日、ただし、死亡による退職の場合は、当月分全額を支給する。

2 次の各号の一つに該当する不労日または不労時間が生じた場合は、基本給は支給しない。

- (1) 母性健康管理のための措置、生理休暇の期間における不労日
- (2) 育児時間の期間における不労時間
- (3) 子の看護のための休暇の期間における不労日
- (4) 育児短時間勤務の期間における不労時間
- (5) 介護休暇の期間における不労日
- (6) 介護短時間勤務の期間における不労時間

3 第1項の不労日が生じた場合の給与は、(基本給+手当)÷当該月の労働日数×不労日数で得た金額を、給与から控除し支給する。

4 第2項の不労日が生じた場合の給与は、基本給÷当該月の労働日数×不労日数で得た金額を、給与から控除し支給する。

5 第 2 項の不就労時間が生じた場合の給与は、基本給÷(当該年度所定労働時間÷12)×不就労時間で得た金額を、給与から控除し支給する。

(賞与)

第 1 3 条 賞与の支給は、行わない。

(雑則)

第 1 4 条 この規程の実施に関し、必要な事項については、理事長が定める。

2021 年 3 月 1 日改定

経理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ（以下「この法人」という。）における経理処理に関する基本を定めたものであり、財務及び会計のすべての状況を正確かつ迅速に把握し、この法人の事業活動の計数的統制とその能率的運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、この法人の経理業務のすべてについて適用する。

(経理の原則)

第3条 この法人の経理は、法令、定款及び本規程の定めによるほか、一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人の会計の慣行に準拠して処理されなければならない。

(会計年度)

第4条 この法人の会計年度は、定款の定めにより、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(区分経理)

第5条 法令の要請等により必要とされる場合は会計区分を設けるものとする。

(経理責任者)

第6条 経理責任者は、理事長が指名する。

(帳簿書類の保存・処分)

第7条 経理に関する帳簿、伝票及び書類の保存期間は次のとおりとする。

- (1) 財務諸表 永久
- (2) 会計帳簿及び会計伝票 7年
- (3) 証憑書類 7年
- (4) 収支予算書 5年
- (5) その他の書類 5年

2 前項の保存期間は、決算に関する定期理事会終結の日から起算するものとする。

3 帳簿等を焼却その他の処分に付する場合は、事前に経理責任者の指示又は承認によって行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

第2章 勘定科目及び帳簿組織

(勘定科目の設定)

第9条 この法人の会計においては、財務及び会計のすべての状況を的確に把握するため必要な勘定科目を設ける。

2 各勘定科目の名称は、別に定める勘定科目表による。

(会計処理の原則)

第10条 会計処理を行うに当たっては、特に次の原則に留意しなければならない。

- (1) 貸借対照表における資産、負債及び正味財産、活動計算書における一般正味財産及び指定正味財産についての増減内容は、総額をもって処理し、直接項目間の相殺を行ってはならない。
- (2) その他一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人の会計処理の原則に準拠して行わなければならない。

(会計帳簿)

第11条 会計帳簿は、次のとおりとする。

(1) 主要簿

ア 仕訳帳

イ 総勘定元帳

(2) 補助簿

ア 現金出納帳

イ 預金出納帳

ウ 固定資産台帳

エ 基本財産台帳

オ 特定資産台帳

カ 会費台帳

キ 指定正味財産台帳

ク その他必要な勘定補助簿

2 仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代える。

3 補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、会計伝票並びに総勘定元帳と有機的関連のもとに作成しなければならない。

(会計伝票)

第12条 一切の取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする。

2 会計伝票は、下記の諸票を総称するものである。

(1) 通常の経理仕訳伝票

(2) コンピュータ会計における、インプットのための所定様式による会計原票

(3) コンピュータを基幹とする情報システムの情報処理過程でつくられる会計情報についての諸票類のうち、会計原票と認定した諸票

3 会計伝票は、次のとおりとし、その様式は別に定める。

(1) 入金伝票

(2) 出金伝票

(3) 振替伝票

4 会計伝票は、証憑に基づいて作成し、証憑は会計伝票との関連付けが明らかとなるように保存するものとする。

5 会計伝票及び証憑には、その取引に係る責任者の承認印を受けるものとする。

6 会計伝票には、勘定科目、取引年月日、数量、金額、相手方等取引内容を簡単かつ明瞭に記載しなければならない。

(証憑)

第13条 証憑とは、会計伝票の正当性を立証する書類又は電磁的記録をいい、次のものをいう。

(1) 請求書

(2) 領収書

(3) 証明書

(4) 稟議書及び上申書

(5) 検収書、納品書及び送り状

(6) 支払申請

(7) 各種計算書

(8) 契約書、覚書その他の証書

(9) その他取引を裏付ける参考書類

(記帳)

第14条 総勘定元帳は、すべて会計伝票に基づいて記帳しなければならない。

2 補助簿は、会計伝票又はその証憑書類に基づいて記帳しなければならない。

3 毎月末において補助簿の借方、貸方の合計および残高は、総勘定元帳の当該口座の金額と照合確認しなければならない。

(帳簿の更新)

第15条 帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

第3章 活動予算

(活動予算の目的)

第16条 活動予算は、各事業年度の事業計画の内容を明確な計数をもって表示し、かつ、活動予算と実績との比較検討を通じて事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(活動予算書の作成)

第17条 活動予算書は、事業計画に基づき毎会計年度開始前に理事長が作成し、理事会の承認を経て確定する。

2 活動予算書は、活動計算書に準ずる様式をもって作成する。

(活動予算の執行)

第18条 各事業年度における費用の支出は、活動予算書に基づいて行うものとする。

2 活動予算の執行者は、理事会とする。

(活動予算の流用)

第19条 予算の執行にあたり、各科目間において相互に流用しないこととする。ただし、理事長が予算の執行上必要があると認めたときは、その限りとしなない。

第4章 金 銭

(金銭の範囲)

第20条 この規程において金銭とは、現金及び預金をいう。

2 現金とは、通貨、小切手、郵便為替証書、振替預金証書及び官公署の支払通知書をいう。

3 手形及びその他の有価証券は、金銭に準じて取扱うものとする。

(会計責任者)

第21条 金銭の出納、保管については、その責に任じる会計責任者を置かなければならない。

2 会計責任者は、経理責任者以外の者から理事長が任命する。

3 会計責任者は、金銭の保管及び出納事務を取扱わせるため、会計事務担当者若干名を置くことができる。

(金銭の出納)

第22条 金銭の出納は、基盤整備マネージャー（以下、経理責任者）の承認に基づいて行わなければならない。

(支払手続)

第23条 会計事務担当者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの請求書、その他取引を証する書類に基づいて、取引担当部署の発行した支払伝票により、会計責任者の承認を得て行うものとする。

2 金銭の支払いについては、最終受取人の署名のある領収証を受け取らなければならない。ただし、所定の領収証を受け取ることができない場合は、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。

3 銀行振込の方法により支払いを行う場合は、前項による領収証を受け取らないことができる。

(支払期日)

第24条 金銭の支払いは、別に定める一定日に行うものとする。ただし、支払先との協議の結果、支払日を定めた場合など、やむを得ない支払いについてはこの限りでない。

(手許現金)

第25条 会計責任者は、日々の現金支払いに充てるため、手許現金をおくことができる。

2 手許現金の額は、通常の所要額を勘案して、必要最少額にとどめるものとする。

3 手許現金は、毎月末日及び不足のつど精算を行わなければならない。

4 会計責任者は、現金について毎日の現金出納終了後、その在高と帳簿残高を照合しなければならない。

5 預貯金については、毎月1回預貯金を証明できる書類により、その残高を帳簿残高と照合し、経理責任者に報告しなければならない。

(金銭の過不足)

第26条 金銭に過不足が生じたときは、会計責任者は遅滞なく経理責任者に報告し、その処置については、経理責任者の指示を受けなければならない。

(収支月計表の作成)

第27条 会計事務担当者は、毎月20日までに、前月分の現金、預金の収支月計表を作成して、自ら検算を行い、これを会計責任者を経て経理責任者に提出しなければならない。

第5章 財 務

(資金計画)

第28条 年度事業計画及び活動予算書に基づき、経理責任者は速やかに年次及び月次の資金計画を作成し、理事会の承認を得なければならない。

(資金の調達)

第29条 この法人の事業運営に要する資金は、基本財産及び運用財産より生ずる利息、配当金、その他の運用収入並びに会費、入会金、寄付金、事業収入、その他の収入によって調達するものとする。

(資金の借入れ)

第30条 前条に定める収入により、なお資金が不足する場合又は不足する恐れがある場合には、確実な金融機関が行う貸付により借入れを行うものとする。

2 この法人が、現在の事業年度の収入をもって償還する短期借入金の借入をしようとするときは、理事会が単一年度について決議した短期借入金限度額の範囲内で、理事長がこれを行うものとする。

3 理事長は、当該事業年度において、理事会が短期借入金限度額を決議していないときに、この法人が短期借入れを実施しようとするときは、理事会に短期借入金限度額の設定を求めるものとし、短期借入金限度額の設定前にはいかなる名目をとわず借入れをしてはならない。

4 この法人が、複数事業年度をもって償還する長期借入金の借入れをしようとするときは、理事会の3分の2以上の決議を経なければならない。

5 償還の期間を問わず、この法人が資金を借入れるときは、経理責任者はその返済計画を作成し、理事長の承認を得なければならない。

6 短期借入金の借入れを行ったとき、及び長期借入金の借入れをしようとするときは、その資金の額及び返済計画を監事に報告しなければならない。

(資金の運用)

第31条 この法人の資金運用は、別に定める資金運用規程によるものとする。

(金融機関との取引)

第32条 金融機関との預金取引、手形取引、その他の取引を開始又は廃止する場合は、理事長の承認を得て経理責任者が行う。

2 金融機関との取引は、理事長の名をもって行う。

第6章 固定資産

（固定資産の範囲）

第33条 この規程において、固定資産とは次の各号に掲げる財産をいい、基本財産、特定資産及びその他固定資産に区別する。

(1) 基本財産

理事会が基本財産とすることを決議した財産

(2) 特定資産

退職給付引当資産

減価償却引当資産(ただし、基本財産とされたものは除く)

理事会の決議の定めにて保有する資金

その他理事長が必要と認めた資産

(3) その他固定資産

基本財産及び特定資産以外の資産で、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上の資産

（固定資産の取得価額）

第34条 固定資産の取得価額は、次の各号による。

(1) 購入により取得した資産は、公正な取引に基づく購入価額にその付帯費用を加えた額

(2) 自己建設又は製作により取得した資産は、建設又は製作に要した費用の額

(3) 交換により取得した資産は、交換に対して提供した資産の帳簿価額

(4) 贈与により取得した資産は、その資産の取得時の公正な評価額

（固定資産の購入）

第35条 固定資産の購入は、稟議書に見積書を添付して、事前に起案者から経理責任者に提出しなければならない。

2 前項の稟議書については、理事長の決裁を受けなければならない。ただし、1万円未満の備品等の購入については、上記の手続を省略して担当業務責任者に委任するものとする。

（有形固定資産の改良と修繕）

第36条 有形固定資産の性能を向上し、又は耐用年数を延長するために要した金額は、これをその資産の価額に加算するものとする。

2 有形固定資産の原状に回復するために要した金額は修繕費とする。

（固定資産の管理）

第37条 固定資産の管理責任者は、固定資産台帳を設けて、固定資産の保全状況及び移動について所要の記録を行い、固定資産を管理しなければならない。

2 有形固定資産に移動及び毀損、滅失があった場合は、固定資産の管理責任者は、経理責任者に通知し帳簿の整備を行わなければならない。

3 固定資産の管理責任者は、経理責任者が任命する。

（固定資産の登記・付保）

第38条 不動産登記を必要とする固定資産は、取得後遅滞なく登記しなければならない。また、火災等により損害を受けるおそれのある固定資産については、適正な価額の損害保険を付さなければならない。

（固定資産の売却、担保の提供）

第39条 固定資産を売却するときは、定款の規定による評議員会又は理事会の承認が必要なものはその承認を経て、固定資産の管理責任者は、稟議書に売却先、売却見込代金、その他必要事項を記載の上、理事長の決裁を受けなければならない。

2 固定資産を借入金等の担保に供する場合は、前項の定めに従うものとする。

（減価償却）

第40条 固定資産の減価償却については、毎会計年度末に定額法によりこれを行う。

- 2 定額法により毎会計年度末に行われた減価償却費は、直接法により処理するものとする。
- 3 減価償却資産の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定めるところによる。

(現物の照合)

第41条 固定資産の管理責任者は、常に良好な状態において管理し、各会計年度1回以上は、固定資産台帳と現物を照合し、差異がある場合は、所定の手続を経て帳簿の整備を行わなければならない。

第7章 決算

(決算の目的)

第42条 決算は、一会計期間の会計記録を整理し、財務及び会計のすべての状態を明らかにすることを目的とする。

(月次決算)

第43条 経理責任者は、毎月末に会計記録を整理し、次の計算書類を作成して、理事長に提出しなければならない。

- (1) 合計残高試算表
- (2) 活動計算書
- (3) 貸借対照表

(決算整理事項)

第44条 年度決算においては、通常の月次決算のほか、少なくとも次の事項について計算を行うものとする。

- (1) 減価償却費の計上
- (2) 未収金、未払金、立替金、預り金、前払金、仮払金、前受金の計上
- (3) 有価証券の時価評価による損益の計上
- (4) 各種引当金の計上
- (5) 流動資産、固定資産の実在性の確認、評価の適否
- (6) 負債の実在性と簿外負債のないことの確認
- (7) 公益認定法による行政庁への提出が必要な内訳表の作成
- (8) その他必要とされる事項の確認

(重要な会計方針)

第45条 この法人の重要な会計方針は、次のとおりとする。

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券及び投資有価証券…移動平均法による原価基準を採用する。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
棚卸資産…移動平均法による低価基準による。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産及び無形固定資産…定額法による。
- (4) 引当金の計上基準
貸倒引当金…法人税法に定める限度額のほか、貸倒の実績率及び債権の回収可能性を検討して計上する。
退職給付引当金…期末退職給付の要支給額に相当する金額を計上する。
役員退職慰労金引当金…役員報酬規程に基づく期末要支給額に相当する金額を計上する。
賞与引当金…支給見込額のうち当期に帰属する金額を計上する。
- (5) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込処理による。
- (6) リース取引の処理方法
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産…自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

(財務諸表等)

第46条 経理責任者は、年度決算に必要な手続を行い、次に掲げる財務諸表等を作成し、理事長に報告しなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 活動計算書
- (3) 貸借対照表及び活動計算書の附属明細書
- (4) 財産目録

(財務諸表等の確定)

第47条 理事長は、前条の財務諸表等について、事業報告とともに監事の監査を受けた後、監事の意見を添えて理事会へ提出し、その承認を経た上で、評議員会において承認を得て決算を確定する。

(その他の必要とされる書類)

第48条 経理責任者は、第46条の財務諸表等の外、次に掲げる書類を作成し、理事長に報告しなければならない。

- (1) 活動計算書内訳表
- (2) 収支相償の計算書
- (3) 公益目的事業比率の計算書
- (4) 遊休財産額の計算書
- (5) 公益目的取得財産残額の計算書

(細 則)

第49条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、2020年6月1日から施行するものとする。(2020年5月3日理事会決議)

2021年3月1日 改定

顧問に関する規程

第1条（目的）

顧問の委嘱条件等に関しては、この規程の定めるところによる。

第2条（基準）

当法人は業務の必要に応じ、以下の基準のいずれかを満たす者を顧問に委嘱する。

- （1）当法人の事業に関して学識その他の専門的な知見を有する者
- （2）当法人の理事または監事の職にあった者で、在任時の知見が当法人の運営に有益である者
- （3）その他前2項と同等の知見を有する者であるとして、理事会が認める者

第3条（任免）

顧問の任免は理事会の推薦に基づいて理事長が行う。

第4条（権限）

顧問は、重要な事項については、理事長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

第5条（任期）

顧問の任期は当法人の1事業年度の期間とし、1事業年度期間中に任命された顧問の任期は、当該任命された事業年度が終了する月の最終日までとする。ただし、重任を妨げない。

第6条（報酬）

顧問の報酬は、年額30万円（税込）とする。

第7条（出張）

顧問が当法人の依頼により出張する場合は、当法人の旅費規程を準用する。

第8条（退職手当不支給）

顧問には、退職手当を支給しないことを原則とする。

付 則

この規程は2022年12月26日より施行する。

公益通報者保護に関する規程

(目 的)

第1条 特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ(以下「この法人」という。)は、法令違反ないし不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、並びに社会的信頼の確保のため、「ヘルプライン」を設けるとともに、その運営の方法等を明らかにする目的のため、「公益通報者保護に関する規程」(以下「この規程」という。)を定める。

(対象者)

第2条 この規程は、この法人の役員、及び職員・臨時雇・契約社員・派遣従業員を含むすべての従業員(以下「従業員等」という。)に対して適用する。

(通報等)

第3条 この法人、この法人の役員又は従業員等の不正行為として別紙に掲げる事項(以下、「申告事項」という。)が生じ、又は生じるおそれがある場合、従業員等はこの規程の定めるところにより、通報、申告又は相談(以下「通報等」という。)をすることができる。

2 前項の申告事項を提供した者(以下「通報者」という。)は、この規程による保護の対象となる。また、通報者に協力した従業員等及びその通報等に基づく調査に積極的に関与した従業員等も同様とする。

3 従業員等は、この規程に基づき、通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

(通報等の方法)

第4条 この規程に基づいて通報等をする場合、従業員等は、次のヘルプライン窓口に対して、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等をするすることができる。各ヘルプライン窓口の電話番号、電子メールのアドレス等は、別途従業員等に通知するものとする。

(1) 人事・労務関する事項又は一切の法律問題に関する通報等

ヘルプライン窓口 コンプライアンス担当理事

(2) 理事、評議員の不正に関する通報又は内部組織での対応が困難と思われる事項に関する通報等

ヘルプライン窓口 監事

(3) 休眠預金等活用法に基づく助成事業に関する通報等

ヘルプライン窓口 JANPIA 資金分配団体等役職員専用ヘルプライン
janpia-bzhl@integrex.jp

(4) その他の事項に関する通報等

ヘルプライン窓口 総務部長

2 従業員等は、前項に定めるヘルプライン窓口の一つを選択して通報等を行うものとする。ただし、第8条に定める調査結果について疑義が残る場合には、前に行った通報等の結果を添えて別のヘルプライン窓口に通報等を行うことができる。

（通報等の窓口での対応）

第5条 ヘルプライン窓口は、申告事項のうち、業務上の法令違反や、社会から非難を受けるおそれのある業務上の通報等について受け付け、その対応を行うものとする。ただし、個人に関する根拠のない誹謗中傷は受け付けないものとする。

2 無責任な通報等を避けること及び事実関係の確認と調査を行うため、通報等は原則として実名によるものとする。ただし、事情により、匿名による通報等も受け付けるものとする。

3 就業規則その他に定める守秘義務に関する規定は、この規程の定めに従って行われる通報等を妨げるものではない。

（通報等に基づく調査）

第6条 通報等を受けたヘルプライン窓口の受付部署は、通報者に対して、通報等を受けた日から20日以内に調査を行う旨の通知又は正当な理由がある場合は調査を行わない旨の通知を行うものとする。

2 通報等に基づく調査において、通報等の対象となった者は、公正な聴聞の機会と申告事項への反論及び弁明の機会が与えられるものとする。

3 従業員等は、通報等に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べるものとする。

（公正公平な調査）

第7条 通報等を受けた各ヘルプライン窓口は、通報等の対象となった申告事項の内容（ただし、通報者の氏名を除く。）を、直ちにコンプライアンス担当理事に報告し、また、その事実の有無及び内容について速やかに調査し、その調査結果をコンプライアンス担当理事に報告するものとする。

2 通報等によって提供された情報については、各ヘルプライン窓口の受付部署において調査することを原則とするが、必要に応じてコンプライアンス委員会又は法律事務所等他の調査担当部署に調査を依頼することができる。

3 ヘルプライン窓口の受付部署又は他の調査担当部署における調査は、通報等に基づく情報により、公正かつ公平に行うものとする。

4 前3項の調査において通報者の名前を開示する必要がある場合であっても、通報者の同意を得なければ、通報者の氏名を開示することはできないものとする。

（調査結果の通知等）

第8条 調査担当部署は、通報等を受け付けたヘルプライン窓口の受付部署に、調査結果をできる限り速やかに通知するものとする。ただし、通報等の対象となった者の個人情報の扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう、十分注意するものとする。

2 調査担当部署から調査結果について通知を受けたヘルプライン窓口の受付部署は、通報者に対して連絡ができる場合、通報者に対して調査結果を通知する。ただし、匿名による通報等の場合はこの限りではない。

（調査結果に基づく対応）

第9条 前条の調査結果が重大である場合には、コンプライアンス担当理事又は当該業務担当理事は速やかに対応を行うものとし、必要に応じコンプライアンス委員会に諮問し、又は直ちに違法行為を中止するよう命令する等、必要な措置を講じる。

2 すべての調査結果は理事長に報告するものとし、必要に応じて懲戒処分の手続きをとり、又は刑事告発、再発防止措置などをとるものとする。

3 通報等をした従業員等が当該調査対象である申告事項に関与していた場合、懲戒処分その他の扱いにおいて、通報等をしたことを斟酌するものとし、その不利益処分を軽減することができる。

4 調査結果並びにそれに対する対応の概要(ただし、通報者の氏名を除く。)は、直近に開催される理事会において報告するものとする。

（情報の記録と管理）

第10条 通報等を受けた各ヘルプライン窓口及び調査担当部署は、通報者の氏名（匿名の場合を除く。）、通報等の経緯、内容及び証拠等を、部署内において記録・保管するものとする。

2 通報等を受けた各ヘルプライン窓口、調査担当部署又はコンプライアンス委員会に関与する者その他情報を知り得た者は、その情報に関して秘密を保持しなければならない、通報者の同意がない限り、通報者の氏名等の情報を開示してはならない。

3 この法人の役員及び従業員等は、各ヘルプライン窓口、調査担当部署に対して、通報者の氏名等を開示するように求めてはならない。

（不利益の禁止）

第11条 この法人の役員及び従業員等は、通報者の氏名等を知り得た場合、通報等の行為を理由として、通報者に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課への悪影響等、通報者に対して不利益になることをしてはならない。

（懲戒等）

第12条 第5条第1項ただし書きによる個人に関する根拠のない誹謗中傷を行った場合、

第 10 条第 2 項に規定する者が通報者の氏名その他の秘密を漏洩した場合及び同条第 3 項に規定する者が通報者の氏名等の開示を求めた場合又は前条の通報者に対して不利益になることをした場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処す。

2 懲戒処分の内容は、役員（監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は、戒告とし、従業員等の場合は、就業規則に従い戒告、減給、諭旨退職又は懲戒解雇とする。ただし、役員の場合、自主申告による報酬減額を妨げない。

3 前項の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、従業員等については理事長がこれを行う。

（公益通報者保護制度のための教育）

第 13 条 この法人は、この法人の役員及び従業員等に対して、公益通報者保護制度に関する研修を行い、また、従業員等はこの法人の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

（改 廃）

第 14 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2020 年 9 月 1 日から施行する。（2020 年 9 月 1 日理事会議決）

（別紙）

不正の定義

この規程において、法令違反及び不正行為として申告できる事項は、次の事項とする。

- 1 法令に違反する行為（ただし、努力義務に係るものを除く。）
- 2 この法人の役員、従業員等、会員、取引先、受益者、その他利害関係者の安全、健康に対して危険な行為又は危険を及ぼす恐れのある行為
- 3 就業規則その他の内部規程に違反する行為（ただし、人事上の処遇に関する不満及び努力義務に係るものを除く。）
- 4 この法人の倫理規程に違反する行為（ただし、努力義務に係るものを除く。）
- 5 上記各号又はこれらの行為の隠蔽、証拠隠滅、情報漏洩によりこの法人の名誉又は社会的信用を侵害する恐れのある行為

以上

事務局規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ（以下「この法人」という。）定款第55条の規定に基づき、この法人の事務処理の基準を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第2章 組織

(事務局)

第2条 事務局に、事業部門・管理部門を置く。

2 各部門の分掌は、別紙の「業務の分掌」に定める。

第3章 職制

(職員等)

第3条 事務局に次に掲げる職員を置く。

- (1) 統括マネージャー（以下、事務局長）
- (2) 部門マネージャー（以下、事務局次長）
- (3) 部門サブマネージャー
- (4) 事務員

2 理事長は、前項以外の職制を定めることができる。

第4章 職責

(職員の職務)

第4条 事務局長は、理事長の命を受けて、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐するものとし、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局次長が職務を代行する。

3 部門サブマネージャーは、事務局次長の命を受けて、それぞれの部の事務を行う。

4 事務員は、部長又は室長若しくは課長の命を受けて、それぞれの部又は室若しくは課の事務に従事する。

(職員の任免及び職務の指定)

第5条 職員の任免は、理事長が行う。但し、重要な職員の任免は、理事長が理事会の承認を得て行う。

2 職員の職務は、理事長が指定する。

第5章 事務処理

(文書による処理)

第6条 事務の処理は、文書または電磁的媒体によって行うことを原則とする。

(事務の決裁)

第7条 事務は、原則として担当者が文書によって立案し、事務局次長、事務局長を経て、理事及び理事長の決裁を受けて実施する。

(緊急を要する事務の決裁)

第8条 緊急を要する事務で重要でないものは、事務局長の決裁によって処理することができる。ただし、この場合においては、遅滞なく事務局長は理事長の承認を得なければならない。

(代理決裁)

第9条 理事長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、理事長があらかじめ指定する者が決裁することができる。

2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに理事長に報告しなければならない。

(規格外の対応)

第10条 本規程以外の事務局に関する事項で、公印及び文書に関する事項は、別に「印章取扱規程」及び「文書管理規程」に定める。

(細則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第12条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2020年6月1日より施行する。(2020年5月3日理事会議決)

附則

この規程は、2019年9月27日より施行する。(2019年9月27日理事会議決)

別紙

分掌事務

事業部門名	事業名	分掌事務
管理部	基盤整備事業	・広報全般に関すること ・ファンドレイジング全般に関すること ・総会、理事会に属すること ・登記・諸届に関すること ・規定類の制定・改廃に関すること ・文書規定・保管に関すること ・会員・寄付者管理に関すること ・財務及び会計に関すること ・IT 関連業務、システム管理に関すること ・その他特命事項
事業部	地域ネットワーク支援事業	・地域ネットワーク支援に関すること ・相談事業に関すること ・その他特命事項
	企業・団体との協働事業	・企業・団体によるこども食堂支援に関すること ・セミナー等の開催に関すること ・その他特命事項
	調査研究事業	・調査研究に関すること ・提言事業に関すること ・その他特命事項

情報セキュリティポリシー 第1.0版

はじめに

むすびえはプロジェクト制の元に事業を運営し、プロジェクトやその他組織に関わる情報は全員で共有し、参照できることを前提に事業を進めています。

ただし、扱っている情報の中には、寄付者・支援企業・地域ネットワーク団体・子ども食堂など多様なステークホルダーについての個人情報や機密情報も存在し、それらの重要情報を守ることは、むすびえという組織を守るだけでなく、むすびえと一緒に活動を推進してくれている大切なステークホルダーの皆さんの情報を守ることもあります。

今回組織が管理している情報資産を守るために、また情報セキュリティに影響を及ぼす事案が発生した場合に備えて、むすびえメンバー全員が守るべきセキュリティポリシーを定めました。むすびえの多様な働き方、プロジェクト制での事業運営という点を考慮して、実際の業務を滞らせないことも重要だという観点から、セキュリティポリシーとしては、最低限これだけは守らなくてはならない、という項目だけに絞ったものとなっています。

むすびえメンバー一人一人が、このセキュリティポリシーを意識し、行動することで、業務を遂行する際に自信を持って情報を管理することができ、結果として、むすびえという組織や関係者を守ることになり、ビジョンの実現につながります。

むすびえの大切な情報資産をみんなでしっかりと守っていきましょう！

*なお、このポリシーは情報セキュリティ対策を推進する上での最上位のルールとなるものであり、具体的なガイドラインやルールについては別途定めます。実際の業務を遂行する上では、各種ガイドラインやルールも確認、順守いただくようお願いします。

1. 組織的対策

1.1. 情報セキュリティのための組織

情報セキュリティ対策を推進するための組織として、情報セキュリティ対策室を設置する。情報セキュリティ対策室は、情報セキュリティ対策状況の把握、情報セキュリティ対策に関する指針の策定・見直し、情報セキュリティ対策に関する情報の共有を実施する。

役職名	役割と責任
情報セキュリティ責任者	情報セキュリティに関する責任者。情報セキュリティ対策などの決定権限を有すると共に、全責任を追う。
情報セキュリティ管理責任者	情報セキュリティの運用管理責任者。情報セキュリティ対策の実施や確認、むすびえメンバーへの教育を行う。事故対応については内部ルールに従う。

1.2. 情報セキュリティ取組みの点検

情報セキュリティ管理責任者は、本セキュリティポリシーに沿って作成された「別紙：情報セキュリティ状況チェックリスト」を用いて、年2回点検を行い、点検結果を情報セキュリティ対策室に報告する。情報セキュリティ対策室は、報告に基づき、必要に応じて改善計画を立案する。

1.3. 情報セキュリティに関する情報共有

情報セキュリティ管理責任者は、新たな脅威及び脆弱性に関する警戒情報及び個人情報の保護に関する情報を専門機関等から適時に入手し、情報セキュリティ対策室で共有する。

2. 人的対策

2.1. 契約時

むすびえメンバー（従業員・業務委託・ボランティア）と業務契約する際には、この情報セキュリティポリシーを遵守することを定めた秘密保持条項を含んだ契約を締結する。

2.2. 契約終了時

- 秘密保持契約、休職・退職時の誓約書及び、3.2.2.2、3.2.3.2、3.2.5.2、3.2.6.2の各規定に従い情報の返還、廃棄その他必要な措置を実施する
- 3.2.4.2 を実施する

2.3. 情報セキュリティ教育

情報セキュリティ管理責任者は、情報セキュリティに関する「別紙：情報セキュリティ教育チェックリスト」を年度単位で見直し、教育を実施する。

対象者：全むすびえメンバー

内容：情報セキュリティ教育チェックリスト参照

実施時期：年1回

3. 情報資産の管理

3.1. 情報資産一覧・重要情報一覧の管理

情報資産一覧及び重要情報一覧を作成する。作成した一覧を定期的に見直し、更新する。

実施期間：年1回

3.2. 情報資産の取り扱いについて

3.2.1. 重要情報

重要情報を取り扱えるむすびえメンバーは、情報セキュリティ対策室が別途定める。重要情報資産を業務上取り扱う場合は、以下を実施する。

3.2.1.1. 紙媒体

別途定めたむすびえメンバーのみ閲覧できる。

3.2.1.2. 重要情報を扱えるサービス（重要情報一覧内に記載）

別途定めたむすびえメンバーのみアクセスできる。

- 3.2.1.3. その他
上記以外で、重要情報の取り扱いは認めない。

3.2.2. 紙媒体

紙媒体を取り扱う場合は、以下を実施する。

- 3.2.2.1. 取り扱いについて
- 公共の場所での作業時、紙の業務書類を出す作業は原則禁止すること。個人情報など秘匿性の特に高い情報については公共の場所では利用しないこと。
 - 業務に関係する印刷物を、他者も集まる公共のカフェやコワーキングスペース、公園、各種スペースなどで利用する必要がある場合は、その扱いに十分留意し、情報の秘匿性を守ること。
- 3.2.2.2. 削除・廃棄等について
情報資産一覧の廃棄方法に従って、廃棄もしくは返還すること。

3.2.3. 各デバイス

各デバイスを取り扱う場合は、以下を実施する。

- 3.2.3.1. 取り扱いについて
- 全てのデバイスは一定時間で認証が必要なロックがかかるようにすること。
 - デバイス内のデータは暗号化を施して保存すること。
 - 業務の情報が通知で出る際はその内容までは表示されない設定にすること。
 - 離席時はあらゆる場所において必ずデバイスのロックをかけること。
 - 業務に使用する各デバイスは、個人利用にとどめ、他者との共同利用を禁止とする。
 - USB、外部接続HDDは可能な限り禁止とする。利用する場合は、登録制かつ自動暗号化機能付きであることとし、情報の共有はクラウドのみとする。
- 3.2.3.2. 削除・廃棄等について
秘密保持契約書に従って処分する。

3.2.4. Google Workspace

Google Workspaceを取り扱う場合は、以下を実施する。

- 3.2.4.1. 取り扱いについて
- アカウント登録は、情報セキュリティ管理責任者が承認し、情報セキュリティ責任者は随時確認すること。
 - むすびえメンバーでのプロジェクト単位でのアクセス制限は実施しない。
 - 外部と情報を共有する場合は、情報セキュリティ管理責任者の監督の下、アクセス用のフォルダを別途作成し、むすびえメンバーのフォルダにはアクセスさせない。
- 3.2.4.2. 削除・廃棄等について

退職（契約終了含む）、休職が終了した時点で、情報セキュリティ管理責任者は、当該アカウントの削除又は無効化を実施する。

3.2.5. ネットサービス

ネットサービスを取り扱う場合は、以下を実施する。

3.2.5.1. 取り扱いについて

- 個人での契約を禁止とし、情報セキュリティ対策室の確認を経て、むすびえにて購入する。
- 二段階認証の設定を必須とすること
- それぞれのネットサービス間での、パスワード共有及び一定のルールに基づくパスワード設定は禁止。特に、個人で利用しているサービスと共通のパスワードは業務では使用しないこと。

3.2.5.2. 削除・廃棄等について

退職（契約終了含む）、休職が終了した時点で、情報セキュリティ管理責任者は、当該アカウントの削除又は無効化を実施する。

3.2.6. コミュニケーションツール

コミュニケーションツールを取り扱う場合は、以下を実施する。

3.2.6.1. 取り扱いについて

情報セキュリティ対策室で、使用すると決めたコミュニケーションツール以外は使用しない。

3.2.6.2. 削除・廃棄等について

退職（契約終了含む）、休職が終了した時点で、情報セキュリティ管理責任者は、当該アカウントの削除又は無効化を実施する。

3.2.7. リモートワーク

リモートワークにより情報資産を取り扱う場合は、以下を実施する。

3.2.7.1. 取り扱いについて

- 公共の場所でのオンラインミーティングにおいては業務情報の口頭漏洩を十分に注意すること。
- 公共の場所での作業時、第三者の画面盗み見などに十分に注意すること。
- ネットワーク網については、原則、自宅WiFi（有線含む）と各自スマホ等によるテザリングを推奨（ポケットWi-Fi含む）。外部の施設Wi-Fiを使う場合は、使用するネットワーク名が確実に施設公式のものであるかを十分に確認すること。

4. 情報セキュリティインシデント対応ならびに事業継続管理

4.1. 対応体制

情報セキュリティインシデントが発生した場合には、以下の体制で対応する。

最高責任者	情報セキュリティ責任者
-------	-------------

対応責任者	情報セキュリティ管理責任者
一次対応者	発見者又はプロジェクトリーダー

- 4.2. 情報セキュリティインシデントの影響範囲と対応者
 情報セキュリティインシデントが発生した場合、以下を参考に影響範囲を判断して対応する。

事故レベル	影響範囲	責任者
3	- 顧客、取引先、などに影響が及ぶ時 - 個人情報漏洩した時	情報セキュリティ責任者
2	事業に影響が及ぶ時	情報セキュリティ責任者
1	むすびえメンバーの業務遂行に影響が及ぶ時	情報セキュリティ管理責任者
0	インシデントにまでは至らないが、将来においてインシデントが発生する可能性がある事象が発見された時	情報セキュリティ管理責任者

- 4.3. インシデントの連絡及び報告
 レベル1以上のインシデントが発生した場合、発見者は情報セキュリティ管理責任者に速やかに報告し、指示を仰ぐ。

制定、第1.0版：令和4年12月26日

情報公開規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ（以下「この法人」という）が、その活動状況、運営内容及び財務状況等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

（法人の責務）

第2条 この法人は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第3条 第7条に規定する情報公開の対象書類を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

（情報公開の方法）

第4条 この法人は、情報公開の対象に応じ、公告、公表、書類の事務所備え置き並びにインターネットの方法により行うものとする。

（公告）

第5条 この法人は、法令並びに定款の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。

2 前項の公告については、定款第52条の方法によるものとする。

（公表）

第6条 この法人は、法令の規定に従い、理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準（役員報酬規程）について、公表する。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の公表については、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程を次条に定める事務所備え置きの方法によるものとする。

（書類の事務所備え置き）

第7条 この法人は、法令の規定に従い、書類の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

（事務所備え置きの書類）

第8条 前条の事務所備え置きの対象とする書類は別紙1に掲げるものとし、次条に規定する閲覧場所に常時備え置く。

2 別紙1中、「保存期間」として備え置き期間を表示しているものについては当該備え置き期間分の書類を、備え置き期間を表示していないものについては当該最新の書類を公開する。

（閲覧場所及び閲覧日時）

第9条 この法人の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、主たる事務所とする。または、理事長が定めた場所とする。

2 閲覧の日は、この法人の休日以外の日とし、閲覧の時間は、業務時間のうち午前10時から午後5時までとする。ただし、この法人は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対

し、閲覧日時を指定することができる。

（閲覧等に関する事務）

第 10 条 閲覧希望者から別紙 1 に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 様式 1 に定める閲覧(謄写)申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
- (2) 閲覧(謄写)申請書が提出されたときは、様式 2 に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、閲覧を拒否する正当な理由がない限り、閲覧に供する。
- (3) 閲覧した者ないしは謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、実費負担を求め、謄写を拒否する正当な理由がない限り、これに応じる。
- (4) 前 3 項の規定にかかわらず、別紙 1 に掲げる書類のうち、役員名簿等において役員及び社員の住所（居所）については、この法人の社員その他利害関係人による請求の場合を除き、閲覧及び謄写できないものとする。

（電磁的媒体による情報公開）

第 11 条 この法人は、第 5 条ないし第 7 条の規定による情報公開のほか、広く一般の人々に対し電磁的媒体による情報公開を行うものとする。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は理事長が定める。

（その他）

第 12 条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は理事長が理事会の決議を経てこれを定める。

（管 理）

第 13 条 この法人の情報公開に関する事務は、管理部門が管理する。

（改 廃）

第 14 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2020 年 6 月 1 日より施行する。（2020 年 5 月 3 日理事会議決）

2021 年 6 月 1 日改定（2021 年 5 月 25 日理事会議決）

別紙 1

対象書類等の名称 保存期間

1. 【NPO 法人関係書類】

- (1) 事業報告書等（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、計算書類の注記、財産目録、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の名簿） 5 年
- (2) 役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿
- (3) 定款
- (4) 登記事項証明書（履歴事項証明書） 10 年
- (5) 認証書類の写し（設立時・定款変更時等） 10 年

2. 【認定 NPO 法人関係書類】

- (1) 認定申請提出書類（申請書・寄付者名簿を除く）□ 1 5 年
- (2) 役員報酬規程等提出書類（役員報酬規程・職員給与規定を含む）□ 2 5 年
- (3) 助成金の支給実績を記載した書類 5 年
- (4) 閲覧（情報公開）に関する規定（本規定）

3. 【その他】

- (1) 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類 1 年
- (2) 監査報告書 5 年
- (3) 理事会議事録 10 年
- (4) 総会議事録 10 年

□ 1：認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

□ 2：役員報酬規程、職員給与規程、前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類、特定非営利活動促進法第 45 条第 1 項第 3 号（ロに係る部分を除く。）・第 4 号イ及びロ・第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨及び法第 47 条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類

様式 1

閲 覧（ 謄 写 ） 申 請 書

特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ
理事長 湯浅 誠 殿

申請月日 年 月 日

申 請 者
申 請 者 住 所 〒
電 話 番 号

私（申請者）は、下記の閲覧(謄写)目的に従って閲覧対象書類から得た情報を、その目的に即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓います。

閲覧(謄写)の目的

閲覧対象書類（該当するものを○で囲んで下さい。）

1. 【NPO 法人関係書類】

- （1）事業報告書等（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、計算書類の注記、財産目録、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の名簿） 5 年
- （2）役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿
- （3）定款
- （4）登記事項証明書（履歴事項証明書） 10 年
- （5）認証書類の写し（設立時・定款変更時等） 10 年

2. 【認定 NPO 法人関係書類】

- （1）認定申請提出書類（申請書・寄付者名簿を除く） 5 年
- （2）役員報酬規程等提出書類（役員報酬規程・職員給与規定を含む） 5 年
- （3）助成金の支給実績を記載した書類 5 年
- （4）閲覧（情報公開）に関する規定

3. 【その他】

- （1）事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類 1 年
- （2）監査報告書 5 年
- （3）理事会議事録 10 年
- （4）総会議事録 10 年

様式 2

閱覽受付簿

[illegible]

文書管理規程

（目 的）

第1条 この規程は、事務局規程第10条（規程外の対応）の規定に基づき、特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ（以下「この法人」という。）における文書の取扱いを定め、事務を正確かつ効率的に処理することを目的とする。

（文書の定義）

第2条 この規程において、文書とはこの法人の業務上必要に応じて作成し、収集し、またこの法人以外に提出するすべての文書（紙媒体および協会内外のサーバー、端末P Cならびにその他記憶媒体に記録された電子データ等で、第10条に定める別表1の文書保存期間基準表に掲げるものを含む）をいう。

（事務処理の原則）

第3条 この法人の事務は、原則として文書又は電磁的媒体により処理するものとする。

（取扱いの原則）

第4条 文書の取扱いは、責任を明らかにして正確かつ迅速に行うとともに、常に整理し、その所在を明らかにしておかなければならない。

（文書管理責任者及び文書管理担当者）

第5条 文書管理を統括する者として文書管理責任者を置く。文書管理責任者は、管理部門マネージャーがそれに当たる。

2 文書の受付、配布、回付および整理保存等を行わせるため、文書管理担当者を管理部門に置く。文書管理担当者は、管理部門マネージャーが指名する。

（決裁手続き）

第6条 文書の起案は、事務局規程で定めるそれぞれの部において行うものとする。

2 起案文書は、理事の職務権限規程の（別表）に定める決裁権者の決裁を受けるものとする。

3 起案文書のうち、理事長の決裁を要するものは、文書又は電磁的媒体で、記録が残る方法で手続きを行うものとする。

4 既決伺書は、管理部門にて、タイトル・担当部署・申請月日・決裁月日の記載を確認し、保管する。

（受信文書）

第7条 この法人に到着した文書（以下「受信文書」という。）は、文書管理担当者において受付けるものとし、文書管理担当者以外において受取ったときは、速やかに文書管理担当者に回付しなければならない。

2 文書管理担当者は、受信文書に受付印を押印する。ただし、許可書等押印することが適当でないものは、この限りでない。

（外部発信文書）

第8条 この法人外に発信する文書（以下「発信文書」という。ただし、軽易な文書は除く。）は、理事の職務権限規程の（別表）の定めにより発信する。

2 前項の規定による発信文書については、原則として文書発信番号及び発信日付を記載し文書発信簿に登録する。

（整理及び保管）

第9条 文書の整理保管は、原則として当該文書担当部署において行う。

2 文書の保管期間は当該文書の処理が完了した事業年度の末日までとする。

（保存期間）

第10条 文書の保存期間は、特定非営利活動法人の文書保存期間基準表による。ただし、関係法規により保存年限が定められている文書は、当該法規による。

2 前項の保存期間は、処理を終えた年度の翌年度から起算する。

（廃 棄）

第11条 保存期間を経過した文書は廃棄する。ただし、理事長が引続き保存する必要があると認めたものはこの限りではない。

（規程の改廃）

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2020年6月1日から施行する。（2020年5月3日理事会議決）

役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ（以下「法人」という。）の役員の「利益相反に該当する事項」についての自己申告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この規程は、この法人の役員に対して適用する。

（利益相反行為の禁止）

第3条 役員は、法人と役員との利益が相反する可能性がある場合（法人と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する（兼職等を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関して、理事会の事前承認を得ることとする。

2 役員は、原則として、別紙に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に理事会に書面で申告するものとする。

3 法人が助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員、社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えてはならない。

（自己申告）

第4条 役員は、毎年当該役員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について理事会に書面で申告するものとする。

（申告後の対応）

第5条 前2条の規定に基づく申告を受けた理事会は、利益相反に該当する事項の迅速な発見及び是正を図るため、申告内容の確認を徹底した上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、この法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置（以下「適正化等措置」という。）を求めるものとする。

2 前項にかかわらず、第3条第2項に規定する場合、申告を受けた理事会は、申告内容の確認を徹底した上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った事務局長に対して適正化等措置を求めるものとする。

（申告内容及び申告書面の管理）

第6条 第3条又は第4条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務局にて管理するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、監事の同意及び理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2020年1月1日から施行する。(2019年7月28日理事会決議)

この規定は、2020年6月1日から改定施行する。(2020年5月3日理事会決議)

別紙

(1) この法人が行う助成事業等の申請団体又はこれらの団体になり得る団体等（以下「資金分配団体等」という。）の役員又はこれに準ずるものに就くこと。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

(2) この法人が行う助成事業等の申請団体又はその役員若しくはこれに準ずるもの若しくは従業員（以下「助成事業等の申請団体等役職員」という。）から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとして提供される場合を含む。）を受けること。ただし、助成事業等の申請団体又は助成事業等の申請団体等役職員から、これらの者の負担の有無にかかわらず、物品若しくは不動産を購入した若しくは貸与を受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価が無償又は著しく低いときは、相当な対価の額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(3) 助成事業等の申請団体等又は助成事業等の申請団体等役職員から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けは、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。

(4) 助成事業等の申請団体等又は助成事業等の申請団体等役職員から未公開株式を譲り受けること。

(5) 助成事業等の申請団体等又は助成事業等の申請団体等役職員から供応接待を受けること。

(6) 助成事業等の申請団体等又は助成事業等の申請団体等役職員をして、第三者に対し前2号から5号に掲げる行為をさせること。

以上

理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ（以下「この法人」という。）の定款第58条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、特定非営利活動法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

(理事長)

第4条 理事長の職務権限は、法令、この法人の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を総理する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。

第3章 補則

(細則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長がこれを定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、2020年6月1日から施行する。（2020年5月3日理事会決議）

(別表) 理事の職務権限

項目	決裁権者	
	理事長	理事
役割	◎この法人を代表し、その業務を総理 ◎理事会を招集し、議長としてこれを主宰 ◎評議員会の招集	◎理事長を補佐し、この法人の業務を執行 ◎理事長の事故時等の職務執行
事業計画案及び予算案の作成に関する事	○	
事業報告案及び決算案の作成に関する事	○	
人事及び給与制度の立案及び報告に関する事	○	
重要な使用人以外の者の任用に関する事	○	
規程案の作成に関する事	○	
国外出張に関する事	○	
国内出張（役員、重要な使用人）に関する事	○	
支出に関する事		
1 件 200 万円以上	○	
1 件 200 万円未満		○
セミナー等事業の実施に関する事		○
職員の教育・研修に関する事		○
渉外に関する事		○
福利厚生（役員含む）に関する事		○
外部に対する文書発簡		
特に重要なもの	○	
重要なもの		○
比較的重要なもの		○
一般事務連絡		○

(注) 上記にかかわらず、理事の不在時等、理事がその決裁権限を行使できない場合において、理事長が理事に代わり決裁を行うことは差し支えない。

倫理規程

(組織の使命及び社会的責任)

第1条 特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ（以下「この法人」という。）は、全国のこども食堂が、それぞれの事業基盤を強化し、相互に支えあい、かつ地域・社会から広く理解を得て事業を行えるようになることでこども食堂がすべての子が安心して利用できる場になることを通じて、誰も取り残さない共生社会の創造に寄与することを十分認識して、事業運営に当たらなければならない。

(社会的信用の維持)

第2条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第3条 この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

(法令等の遵守)

第4条 この法人は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程、その他の規程、内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 この法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

3 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

(私的利益追求の禁止)

第5条 役職員及び評議員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

(利益相反等の防止及び開示)

第6条 この法人は、理事会又は評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事又は評議員を除いて行わなければならない。

2 この法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第7条 役職員及び評議員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、

寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第8条 この法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、2020年6月1日から施行する。(2020年5月3日理事会決議)

履歴事項全部証明書

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番5号リンクスクエア新宿16階
特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ

会社法人等番号	0110-05-007945	
名 称	特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ	
主たる事務所	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番5号リンクスクエア新宿16階	
法人成立の年月日	平成30年12月11日	
目的等	目的及び事業 この法人は、全国のこども食堂が、それぞれの事業基盤を強化し、相互に支えあい、かつ地域・社会から広く理解を得て事業を行えるよう、こども食堂の中間支援団体（地域ネットワーク団体）に対する支援、こども食堂支援に関する企業・団体との協働、及びこども食堂に関する調査研究を行い、それによってこども食堂がすべての子やこども食堂に行きたいと思う地域住民が安心して利用できる場になることを通じて、誰も取り残さない共生社会の創造に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) 社会教育の推進を図る活動 (3) まちづくりの推進を図る活動 (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 (6) 環境の保全を図る活動 (7) 災害救援活動 (8) 地域安全活動 (9) 国際協力の活動 (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 (11) 子どもの健全育成を図る活動 (12) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 この法人は、上記の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。 (1) こども食堂の中間支援団体（地域ネットワーク団体）に対する支援事業 (2) こども食堂支援に関する企業・団体との協働事業 (3) こども食堂に関する調査研究事業 (4) その他本会の目的を達成する為に必要な事業	
役員に関する事項	理事 湯 浅 誠	令和 5 年 5 月 3 0 日 重任

登記記録に関する事項	令和5年8月1日東京都新宿区西新宿一丁目20番3号西新宿高木ビル7階から主たる事務所移転 令和 5 年 8 月 7 日 登記	

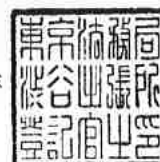
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番5号リンクスクエア新宿16階
特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 5年11月10日
東京法務局渋谷出張所
登記官

神 田 正 廣



2020 年度

事業報告書

特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ

1 事業の成果

3 事業年度目になる 2020 年度は、新型コロナウイルス感染症の長期化による影響を大きく受けた一年となった。その結果、これまで地域ネットワーク団体を通じたこども食堂支援の主な取り組みは、食材等の仲介だったが、コロナ禍で食材配布等のフードパントリーに形態を変えて活動するこども食堂からの資金難の声に応える形で、「むすびえ・こども食堂基金」を創設し、むすびえとして初めての助成金事業を行った。「むすびえ・こども食堂基金」では、第 1～5 回と食中毒保険費用緊急助成を合わせて、674 団体に対して総額 1 億 2 千万円を助成した。また、むすびえとして初めてとなる省庁からの受託事業である農林水産省「食育推進事業」を実施し、97 団体に対して、食材を提供した。さらに、2019 年度より「こども食堂地域防災拠点化事業検討委員会」を発足させ、検討を行っていたこども食堂防災拠点化の取り組みでは、6 月に「こども食堂防災マニュアル」をリリースし、愛媛、宮崎等で研修も実施した。

中間支援団体（地域ネットワーク団体）強化に向けた活動としては、地域ネットワーク団体が行うセミナーやイベントでの講師派遣や企画協力、行政など地域の関係者とのつなぎなどもオンラインを活用して積極的に行ったほか、休眠預金事業を通じて地域ネットワーク団体を助成し、伴走支援を行なっている。また、福井、三重、長崎、鹿児島ネットワークにおいては、子ども未来応援基金の支援を受け、ピアサポート体制を構築した。その結果、各県単位の地域ネットワーク団体は、35 団体から 39 団体に増加した。また、2 月には、年に一度の地域ネットワーク団体全国交流会をオンライン開催し、96 人が参集。全国レベルで交流し、事例共有などを行ない、そこから各ブロック単位などで継続的な情報交換の場が設けられている。

こども食堂運営者および支援者に対する研修事業では、コロナで IT 化の必要性が高まった運営者に対して、「オンラインツール」の勉強会を開催した。また、感染症に詳しい小児科医の協力を得て、こども食堂運営者に対して個別相談会を開催したほか、感染症対策の動画を作成し、広く啓発も行なった。さらには、ガイドブックや感染症対策チェックシート、感染症対策マークなどを制作し、それらコンテンツを活用した研修（勉強会）等を行なった。

こども食堂の支援者に対するコンサルティング及び企画運営支援に関しては、のべ 67 企業等から支援物資の仲介を行い、新規で 27 のプロジェクトを立ち上げ、広報発信も各企業などから行うことで、さらなる普及啓発を意識し、実践した。さらに、継続的な支援企画を積極的に働きかけ「イオン・こども食堂応援団」「マルエツ お客様募金」「ライオン・インクルーシブ・オーラルケア」などを発表した。こども食堂に関する普及啓発事業は、こども食堂の活動をより広く知ってもらうために「ありがとうキャンペーン」を通じ、こども食堂運営者のインタビューを中心とした動画を作成し、YouTube で発信した。さらには、「むすびえ・こども食堂ラジオーごちそうさまー」を facebook ライブでスタートさせ、全国レベルでこども食堂への正しい理解を進めるための啓発を積極的に行なっている。

こども食堂に関する調査研究事業では、2 月には、地域ネットワーク団体との共同調査として、最新のこども食堂の箇所数が 4960 箇所になったことを発表した。コロナ禍でも増え、4 年で 16 倍になったことは、地方媒体含む各種メディアでも取り上げられた。また、こども食堂で出会ったちょっと気になる子どもへの対応についてのインタビュー調査を行い、3 月に冊子を公開したほか、こども食堂の包括的な価値をはかるための指標開発にも本格的な実施に着手し、北九州、滋賀県、諏訪圏域をフィールドに、参加型評価を進めている。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【209,570】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
こども食堂運営者に対する運営基盤強化支援事業	こども食堂に対する寄付やサービスの相談・仲介等を行う。また、「オンラインツール」「感染症対策」に関する勉強会を開催。	随時	全国	104人	全国のこども食堂運営者およびこども食堂へ来た子どもとその親。自治体など関係者など。	のべ807こども食堂および地域ネットワーク団体。約30万人。	161,148
こども食堂の中間支援団体に対するネットワーク構築、および運営基盤強化支援事業	オンラインセミナーやイベントでの講師派遣や企画協力、行政など地域の関係者とのつなぎなども積極的に行い、各地域の中間支援団体（ネットワーク）の機能強化を支援し、休眠預金コロナ緊急枠による伴走支援やピアサポートの体制構築を行う。また、全国交流会を開催。	随時。全国交流会は2021年2月に開催	全国	16人	全国各地の地域ネットワーク団体および各県キーパーソン	144名。55団体。	22,582
こども食堂運営者および支援者に対する研修事業	「食品衛生責任者資格取得助成」を実施した他、他団体と共同し、PC機器を寄贈。	随時	全国	9人	全国のこども食堂運営者および地域ネットワーク団体の代表者等	こども食堂50団体	425
こども食堂の支援者に対するコンサルティング及び企画運営支援事業	企業・団体等の相談を受け、企画の立案等を行う。	随時	全国	73人	こども食堂支援を検討する企業・団体等。こども食堂運営者	34企業等ならびに、312のこども食堂	15,063
こども食堂に関する普及啓発事業	facebook ライブによる「ラジオ」や動画、SNSでの発信など、主にオンラインを通じてこども食堂の正しい理解を促進する活動を行う。	随時	全国	12人	一般	75万PV	1,458

こども食堂に関する調査研究事業	地域ネットワーク団体と共同で箇所数を調査、発表した他「こども食堂白書」を発刊。また、「ちよっときになる子」に対する対応の調査も行う他、こども食堂の複合的な価値を示すための評価指標開発も参加型で実施し、こども食堂の実態調査をする。	随時。 2020 年の箇所数は 12 月に発表	全国	32 人	こども食堂および全国各地の地域ネットワーク団体および各県キーパーソン。一般。	400 団体	8,891
-----------------	--	----------------------------------	----	------	--	--------	-------

2021年度

事業報告書

特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ

1 事業の成果

1) 総論

4事業年度目になる2021年度は、昨年に引き続き、新型コロナウイルス禍にあった。こども食堂は、会食型の開催に困難を抱え続けながらも、フードパントリー活動を通じて生活困難家庭の支援を継続した。むすびえは、コロナ禍以前からこども食堂が有していた多世代交流・全世代交流の意義を強調しつつ、同時にコロナ禍でこども食堂が果たしている生活支援の意義も強調し、多様なこども食堂の多様な活動をできるかぎり全方位的に支援した。2021年度においては特に、従来からの資金支援・物的支援の拡充に加えて、非資金支援・伴走支援の拡充に努めた。伴走支援においては、特に「相互の学び合いの機会創出」「対話」を重視すると同時に、ロジックモデルづくりやエコマップ作成など、こども食堂や地域ネットワーク団体の活動が多様化する中で、活動の目的や目指す成果、それを実現するための活動を各団体が自ら整理できるようになることをサポートすることを重視し、活動を展開した。

むすびえは2021年度に急激に事業拡大したが、むすびえが目指すのは自団体の規模拡大ではなく、こども食堂および地域ネットワーク団体が、より自律的に活動を継続・発展すること、そしてこども食堂および地域ネットワーク団体がそれぞれの地域において資源の地域循環を促すハブとなり、地域コミュニティとそこに暮らす人々がより心身ともに健康な状態で過ごせるようになることである。そのためには伴走支援を拡充することがむすびえのビジョン・ミッションにより資する方策だと考えたためである。

2) 事業別

○こども食堂運営者に対する運営基盤強化支援事業

「こども食堂困りごとアンケート調査」等を通じながら、迅速に現場の活動状況やニーズを明らかにし、その結果を踏まえたプロジェクト実施を行うなど、現場のニーズに応答する事業を推進した。そして、昨年度創設した「むすびえ・こども食堂基金」や「マルエツ・むすびえ基金mini」「食品衛生責任者資格取得助成」「休眠預金事業」等の助成事業を通じて、のべ796団体のこども食堂および地域ネットワーク団体に対して、総額271,723,553円を助成した。

○こども食堂の中間支援団体に対するネットワーク構築、および運営基盤強化支援事業

資金支援については、上記助成事業に地域ネットワーク団体に対する支援も含まれている。

非資金支援については、厚生労働省「生活困窮者及びひきこもり支援に関する民間団体活動助成事業」を通じて、県域の地域ネットワーク団体の情報連携を目的とした事業を実施し、月1回のミーティングの場である「お宝シェア会議」を実施した。東京都からの助成を受け、東京都ボランティアセンターと連携して東京都ネットワーク形成および立ち上げ支援を開始した。それら複数のプロジェクトを通じて、地域ネットワーク団体の活動を支援し、その結果、県域の地域ネットワーク団体は39団体から42団体に増加した。さらには、毎年、恒例となっている年に一度の地域ネットワーク団体全国交流会をオンライン開催し、全国から約100名が参加し、全国の地域ネットワーク団体の代表者等が情報交換および交流するだけでなく、多様化することも食堂が大事にしていることをダイアログするなど、こども食堂のインフラ化を進めていくための対話を通じた気づきや発見を促す機会づくりを行なった。

○こども食堂運営者および支援者に対する研修事業

こども食堂運営者に対する研修事業として、コロナでIT化の必要性が高まった運営者に対して、「ITノウハウ伝授イベント」や「Amazon欲しいものリスト作成」「Googleホームページ作成」等の勉強会を開催した。また、感染症に詳しい小児科医の協力を得て、全国10箇所の地域ネットワーク団体と連携して、こども食堂運営者に対して研修会を行ない、開発したコンテンツの普及と感染対策の実践事例の共有などを行なった。さらには、こども食堂および地域ネットワーク団体の活動の継続性を向上させ、地域連携をはかっていけるようになるために、こども食堂向けの助成金申請セミナーやファンドレイジングセミナーを開催するなど、活動団体の基盤強化を支援した。また、支援者たる企業・団体に対しては、「こども食堂応援団説明会」を開催した。

○こども食堂の支援者に対するコンサルティング及び企画運営支援事業

のべ42企業等から支援物資の仲介を行い、のべ12,503団体に対して、763,912,788円(売価計算)相当の支援を行なったほか、ライオン株式会社やアストラゼネカ株式会社等と連携して、プログラム開発支援およびこども食堂へのプログラム提供を行なうと同時に、社員ボランティアの推進も図った。

また、今年度は、新規支援企業開拓のためにFOOD展への出展も行い、営業力のノウハウ蓄積にも着手した。

○こども食堂に関する普及啓発事業およびこども食堂に関する調査研究事業

2022年度にはこども食堂が10周年を迎える。この機会を契機によりこども食堂がより地域に根差していくために、10周年事業を立ち上げ、こども食堂の正しい理解の促進と同時に、継続的な支援企画の働きかけのために「こども食堂応援団」の立ち上げを目指し、企画準備を行なった。

また12月には、地域ネットワーク団体との共同調査として、最新のこども食堂の箇所数が6,014箇所になったことを発表した。そして、こども食堂の大規模実態調査を行い、子どもから高齢者まで多世代が集うこども食堂の実態も明らかにした。この発表は、地方媒体含む各種メディアでも取り上げられた。

また、こども食堂の包括的な価値を明らかにするためのMSC(モスト・シグニフィカント・チェンジ) およびこども食堂の価値を発見するサポートキットの開発を行い、前述の全国交流会で、全国の地域ネットワーク団体に紹介した。さらには、農林水産省、厚生労働省、内閣府など、複数の省庁がこども食堂支援の事業等を発表することを受け、政府連携プロジェクトを立ち上げ、省庁との情報連携、政策提案などを行なったほか、各省庁が行う支援策を現場団体にわかりやすく伝えていくための横断セミナーを主催するなど、国と現場の橋渡し役を意識した活動を行なった。

3) その他

これら事業の推進を図るために採用を進めた。また、フルリモートでの業務遂行においてもコミュニケーションを円滑にしていくために、事業部門、事業サポート部門の連携を目的とした会議(「接続会議」)を継続的に開始した。また、団体としてのセオリー・オブ・チェンジをまとめた他、自主ゼミや勉強会、全体会議の開催や推進等、組織開発、組織基盤強化にも力を入れて取り組んだ。そして、認定NPO法人の取得やグッドガバナンス認証を得るなど、組織の信頼向上を図った。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【417,134】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
こども食堂運営者に対する運営基盤強化支援事業	こども食堂に対する寄付(助成金)やサービスの相談・仲介等を行った。	随時	全国	100人	全国の地域ネットワーク団体を通じた間接的支援を含む全国のこども食堂運営者等。	のべ694団体	259,519
こども食堂の中間支援団体に対するネットワーク構築、および運営基盤強化支援事業	オンラインセミナーやイベントでの講師派遣や企画協力、行政など地域の関係者とのつなぎなども積極的に行い、各地域の中間支援団体(ネットワーク)の機能強化をサポートし、休眠預金事業による伴走支援や相互交流を通じた支援を実施した。また、全国交流会を開催。	随時 全国交流会は、 2022年2月に開催	全国	100人	全国の地域ネットワーク団体及び各県のキーパーソン。自治体関係者等。	のべ495団体	31,874
こども食堂運営者および支援者に対する研修事業	「IT支援」「感染症対策」等に関する勉強会を開催した他、基盤強化に向けた助成金申請セミナーやファンドレイジング研修費用の補	2022年2月	全国	5人	こども食堂支援企業等	のべ307団体。のべ31企業・団体	42

	助制度(応援プログラム)も本年度初めて実施した。支援企業に対する「こども食堂応援団」説明会を開催。						
こども食堂支援者に対するコンサルティング及び企画運営支援事業	企業・団体等の相談を受け、企画の立案等を行い、助成金等の企画運営を実施した。	随時	全国	100人	こども食堂支援企業。全国の地域ネットワーク団体及びこども食堂	のべ56企業・団体及びのべ15,310団体。	76,582
こども食堂に関する普及啓発事業	facebook ライブによる「ラジオ」やYouTube等を活用した動画発信など、主にオンラインツールを通じてこども食堂の正しい理解を促進する活動を行った。また、オンラインセミナーなどで公開できるものはYouTubeにあげるなどし、理解促進、普及啓発をした。	随時	全国	100人	全国の地域ネットワーク団体及びこども食堂及び一般	のべ18団体及びPV113万。YouTubeチャンネル登録者数 627人	1,135
こども食堂に関する調査研究事業	地域ネットワーク団体と共同で箇所数及び実態を調査し記者発表した他、都道府県の目標設定状況をリサーチし、整理、自治体へのヒアリングを行った。さらに、地域の地域ネットワーク団体との定期的な情報連携を実施。また、コロナ禍におけるこども食堂の困りごとアンケート調査や、こども食堂の複合的な価値を示すための評価指標開発も参加型で実施した。	随時。 箇所数及び実態調査に関する記者発表は2021年12月	全国	100人	こども食堂および全国各地の地域ネットワーク団体および各県キーパーン。一般。	のべ118団体	47,981

2022年度

事業報告書

特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ

1 事業の成果

1) 総論

5事業年度目となる2022年度も、引き続き新型コロナウイルス禍にあった。そして2022年は、初の「こども食堂」ができてから10年という節目の年でもあった。

こども食堂は、コロナ禍のため、会食形式のこども食堂の開催に苦悩し続けたが、フードパントリー活動等を通じて、子どもや子育て世帯、高齢者等の地域住民とつながり続けた。

むすびえは、計7回を数えた「困りごとアンケート」の実施やこども食堂運営者との日々の対話から着想を得て、公開ワークショップ形式の全国ツアーを開始した。これまでの「こども食堂」のあゆみ・道のりを再確認しながら、こども食堂運営者の思いや大事にしているエピソードを共有し、それを通じてこども食堂の価値を深掘りするものである。これを10周年事業の中心に据えた。

また、助成事業を通じた財政面での支援、ITツールや感染症対策等の情報提供やファンドレイジング研修等の運営支援、他地域の活動事例や活動者同士の相互の学び合い・交流の機会創出などを行なった。コロナ禍でも増え続けるこども食堂の箇所数を明らかにする全国唯一の調査や、こども食堂の価値を明らかにする調査など、こども食堂の社会的位置付けを基礎付ける基本的な調査研究も引き続き行った。

むすびえは、これらの活動を通じて、現場のニーズに応じた資金的、非資金的支援を行いながら、同時にこども食堂が生み出す価値や意義についても明らかにすることを目指した。それがビジョン・ミッションの実現に資する方法だと考えたからである。

組織運営面においては、引き続き拡大する事業規模に対応しながら、社会的信頼を維持・向上させることを目的に、役員体制の変更とガバナンス体制の強化を行なった。、ガバナンス強化等に向けては、「整備期」と位置付け、理事会関連の会議を創設し、全体のバランスを考慮しながら必要な部分を理事会が主導する運営を行った。また、理事長ゼミ、自主ゼミ、全体会議等の機会を通じて、内部コミュニケーションの円滑化や人材育成に努めた。

むすびえは、自団体の事業規模の永遠の拡大を目指す団体ではなく、将来的には地域がより自律的に各種資源を循環させる分散型のエコシステムの中で、こども食堂がそのエコシステムを機能させるハブとして、生きそして生かされる状態の実現を目指しているが、その実現に向けての全国センターとしての役割や期待もある。そのために、引き続き、事業推進・財源確保・組織基盤強化等に取り組んだ。

また、22年度事業計画では当初定款に沿って6事業の計画としていたが、社会情勢や現場ニーズの変化を踏まえて年度の途中に3事業に定款変更し、より効果的な事業推進に取り組んだ。

2) 事業別

地域ネットワーク支援事業

こども食堂や地域ネットワーク団体をはじめとした関係者との能動的共感に基づく主体的なコミュニケーションに重点をおき、「こども食堂困りごとアンケート調査」等を通じて、迅速に現場の活動状況やニーズを明らかにし、その結果を踏まえた資金的支援及び非資金的支援を行うなど、現場

のニーズに応答する事業推進に取り組んだ。資金的支援は、のべ1,302団体のこども食堂および地域ネットワーク団体に対して、総額524,409,334円の助成を実施した。

38の県域の地域ネットワーク団体が参加し情報連携を目的として月1回のミーティングを行う「お宝シェア会議」の継続開催を行い、団体同士の顔の見える信頼関係の基盤を醸成し、「休眠預金活用事業」等を通じて団体同士が相互に支援し学びを深め合う仕組みを構築した。運営方針の内部合意形成プロセスも支援する等、団体の実状に即した支援を行う「伴走支援基金」も実施することで、県域の地域ネットワーク団体の支援体制を拡充・深化させた。こども食堂が生まれて10年となる節目を捉えた「こども食堂10周年事業」では、こども食堂が広がる社会的意味を問いかけながら3年で全国47都道府県で公開ワークショップを実施することとし、今年度は岩手、青森、徳島、埼玉、島根、愛知で実施した。資源の地域内循環を促し、こども食堂の新規立ち上げに資する活動となっている。こうした支援を通じて、全国のこども食堂の数は前年比1,349箇所増加(過去2番目の増加数)で、7,363箇所となった。

県域の地域ネットワーク団体は大阪府での立ち上がりより43県に増加したが、47都道府県での立ち上げ早期実現を目指す。

また、これまでの伴走支援の実践から得られたナレッジの形式知化及び伴走支援向上の為の学習プログラムの内部実装を通じて伴走支援力の向上を果たした。

企業・団体との協働事業

「こども食堂10周年」を契機に、「こども食堂応援団」を呼びかけ、既存・新規の31の企業や団体とともに取組みを行なった。「こども食堂応援団」では、支援企業・団体向けのオンラインセミナーを実施し、支援企業・団体同士の交流をはかったほか、支援企業等へのインタビューを行い、支援内容や担当者の思いなどについて発信した。さらには、寄付つき商品の販売等を通じた支援の輪の拡大に取り組んだ。

企業等から支援物資の仲介においては、のべ11,052団体に対して、524,941,640円(売価計算)相当の支援を行なった。食料品に限らず、玩具、文房具、家電製品、住宅設備品、衛生用品など現場ニーズに基づいて、多様な物資を仲介した。こども食堂への継続的なプログラム提供をしているライオン株式会社やアストラゼネカ株式会社においては、社員ボランティアの推進が拡大した。新規支援企業等からのボランティア希望の申し出も増え、従業員の地域社会参画の機会提供、こども食堂理解促進のためのボランティアコーディネーションの内部整備に着手した。

また、今年度は、企業等からの支援において、資源の地域内循環を意識し、地域ネットワーク団体への仲介事例も増やすことができた。個別の取り組みとしても、「イオンこども食堂応援団」の取組みを発展させ、鹿児島県のイオンモール等でフードドライブや啓発イベントを開催するなど、支援企業との協働で地域住民への働きかけを行なう機会を創出できた。その他企業等においても地域開催のコンサートやイベントへのこども食堂参加者の招待など機会提供の連携ができた。

同時に、多様な企業・団体からの支援のお申し出も増え、内部の実施体制の強化をはかり、寄付付き商品・キャンペーン、寄付付き自動販売機、社内フードドライブ提案など支援メニューを構築し、支援企業のこども食堂の理解促進のための講演も積極的に行った。新規支援企業開拓においては昨年からのFOOD展に加え、業界連携連を視野にCare Show Japan!にも出展し、協働・連携力のノウハウを蓄積している。

調査・研究事業

調査研究事業では、2022年度も引き続き、こども食堂の価値を可視化し、こども食堂に対する正しい理解を促す取組みに注力した。

こども食堂の価値は、まずその数(箇所数)に表れる。コロナ禍になっても衰えない増加数は、ついに1,349箇所増を果たし、7,363箇所となったことを明らかにした。参加者は年間延べ推計で1,272万人(うち子ども876万人)に達した。むすびえは官民通じて唯一の全国箇所数発表主体であり、こども食堂が全国の中学校数に匹敵する数に達しつつある事実を明らかにすることは、それ自体で社会全般のこども食堂に対する見方を変えてきたし、また変えていくものと考えている。さらに、すべての子ども・地域住民が、望めば居場所に行けるという普遍的なアクセスの情報保障を目指し、アイパブリッシング株式会社様と共同で、公開されるこども食堂情報が共通化されるた

めの共通データフォーマットの作成を行った。併せて、共通データフォーマットを活用したオープンデータ作成マニュアルを自治体向けに作成した。

同時に、「(コロナ禍での)困りごとアンケート」も2回実施した(6月と10-11月)。こちらはコロナ禍で時々刻々変化していくこども食堂のニーズ等を適時に的確に捉え、社会全体に伝えるとともに、むすびえとしての対応策の実施を行うために実施された。本アンケートによって、コロナ禍と物価高に翻弄されながらも約半数が会食形式でのこども食堂を実施していることなどを明らかにした他、アンケート結果を受けて実施したこども食堂支援のクラウドファンディングでは、367名の寄付者より577万円の支援を得た。

また、上記のような箇所数や困りごとといったわかりやすいデータだけでなく、伝わりにくいがゆえに、丁寧に時間や資金を投じて実施しなければならない調査研究も、むすびえが引き受けるべきものと捉えて実施した。具体的には、3年をかけて実施してきた「さくらプロジェクト」が完了し、多世代交流の居場所であることがこどもの貧困対策や孤食対策などさまざまな価値・機能の源泉となっていることを明らかにした。さくらプロジェクトの後継事業の構想を練る研究会も同時並行で開催し、大学・中央省庁から多様な委員を得て居場所の効果についての多角的な検討を行った。また、こどもを見守る地域力向上の観点からこども食堂と行政・社協等との連携を研究した「つながり調査」も行い、連携に必要な要素を「巻き込まれる力」などの4要素にまとめる分析を行った。むすびえは活動団体であり、調査研究は活動のために実施される。しかし効果的な活動のためには調査研究的要素は必要不可欠であり、政府連携プロジェクトにおいて中央省庁に働きかけるために政策調査を行ったり、箇所数調査の結果をもって自治体にこども食堂のオープンデータ登録を迫るなど、リサーチとアクションを常に連動させて取組んできた。その姿勢はむすびえの発足以来変わらぬものであり、2022年度もその基本姿勢に即した事業展開だったと総括できる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【745,187】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
こども食堂の中間支援団体(地域ネットワーク団体)に対する支援事業	中間支援団体(地域ネットワーク団体)に対する資金的・非資金的支援を行った。また、継続して、地域ネットワーク団体の未設立県への設立支援を行う他、全国の地域ネットワーク団体相互の情報交換・交流機会を定期的に創出した。	随時。 全国交流会は、 2023年2月に開催	全国	100人	全国の地域ネットワーク団体及び各県のキーパーソン。自治体関係者等。ならびに、全国の地域ネットワーク団体を通じた間接的支援を含む全国のこども食堂運営者等	のべ 1,302団体	569,521
こども食堂支援に関する企	既存のこども食堂の支援企業等との連携・協働事業を強化した。同時に、持続可能な運営を実現するために、業界単位での働きかけにも注力し	随時	全国	100人	全国の地域ネットワーク団体及び各県のキーパーソン。自	のべ 11,052団体	128,099

業・団体との協働事業	た。さらに居場所への普遍的アクセスを確保するため、こども食堂を運営する可能性のある業界（自治会・高齢者施設・保育園・飲食店等）との連携も模索した。				治体関係者等。 ならびに、全国の地域ネットワーク団体を通じた間接的支援を含む全国のこども食堂運営者等。 支援企業・団体。		
こども食堂に関する調査研究事業	こども食堂の質・量・価値・機能を組織全体で定性・定量両面から明らかにしていくことを推進した。 全国箇所数調査を実施し、記者発表した。	随時。 箇所数調査に関する記者発表は、 2022年12月に開催	全国	100人	こども食堂および全国各地の地域ネットワーク団体および各県キーパーソン。 一般市民。	のべ150団体。 のべ1,272万人	47,567

2020年度 活動計算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人全国子ども食堂支援センター・むすびえ

（単位：円）

科目	金額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取会費		65,000
正会員受取会費	65,000	
賛助会員受取会費	0	
2 受取寄附金		404,471,760
受取寄附金	404,471,760	
施設等受入評価益		
3 受取助成金等		185,893,552
受取民間助成金	185,893,552	
4 事業収益		26,145,829
(1) 運営者向け運営基盤強化支援事業収益	22,283,040	
(2) 中間支援団体向けネットワーク構築・運営基盤強化支援事業収益	565,880	
(3) 運営者・支援者向け研修事業収益	0	
(4) 支援者向けコンサルティング及び企画運営支援事業収益	2,654,860	
(5) 普及啓発事業収益	354,129	
(6) 調査・研究事業収益	287,920	
5 その他の収益		641,803
受取利息	671	
為替差益	302,102	
雑収益	339,030	
経常収益計		617,217,944
【B】 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		19,591,283
給料手当	19,569,518	
役員報酬		
法定福利費	21,765	
(2) その他経費		189,979,500
売上原価	921,807	
業務委託費	35,335,479	
謝金	1,729,000	
食料品購入費	1,169,917	
印刷製本費	134,621	
会議費	27,373	
交際費	4,000	
旅費交通費	2,079,237	
通信運搬費	107,910	
消耗品費	31,932	
賃借料	96,309	
租税公課	16,600	
研修費	140,500	
支払手数料	3,188,358	
支払助成金	135,679,737	
支払寄付金	5,780,000	

新聞図書費	1,850	
広告宣伝費	3,252,000	
システム関連費	9,300	
催事費	273,570	
事業費計		209,570,783
2 管理費		
(1) 人件費		12,437,794
役員報酬	2,400,000	
給料手当	9,543,927	
法定福利費	493,867	
(2) その他経費		37,367,707
業務委託費	3,996,132	
謝金	103,500	
印刷製本費	242,477	
会議費	1,146	
旅費交通費	179,278	
通信運搬費	244,788	
消耗品費	123,101	
地代家賃	442,244	
賃借料	66,528	
諸会費	116,700	
租税公課	7,383	
研修費	51,900	
支払手数料	31,772,730	
システム関連費	19,800	
管理費計		49,805,501
経常費用計		259,376,284
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		357,841,660
【C】経常外収益		
固定資産売却益		
過年度損益修正益	1,114,210	
経常外収益計		1,114,210
【D】経常外費用		
固定資産売却損		
災害損失		
過年度損益修正損		
経常外費用計		0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		1,114,210
税引前当期正味財産増減額①＋②・・・③		358,955,870
法人税、住民税及び事業税・・・④		491,500
前期繰越正味財産額・・・⑤		15,068,935
次期繰越正味財産額③－④＋⑤		373,533,305

2020年度 計算書類の注記

事業報告用

特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
移動平均法による低価基準によっています。
- (2) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理
施設の提供等の物的サービスの受入れはありましたが、そのサービスに関する会計上の処理は行わず、計算書類の注記も活動計算書の計上もしていません。
- (3) ボランティアによる役務の提供の会計処理
ボランティアによる役務の提供はありましたが、その役務の提供に関する会計上の処理は行わず、計算書類の注記も活動計算書の計上もしていません。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税込経理方式によっています。

2. 事業費の内訳

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業						合計
	運営者向け運営 基盤強化支援事業	中間支援団体向け ネットワーク構築 ・運営基盤強化支援事業	運営者・支援者向け 研修事業	支援者向け コンサルティング 及び企画運営支援事業	普及啓発事業	調査・研究事業	
(1) 人件費							
給料手当	9,128,170	2,350,000	66,250	5,256,199	646,959	2,121,940	19,569,518
法定福利費	16,735	2,346	44	1,565	151	924	21,765
人件費計	9,144,905	2,352,346	66,294	5,257,764	647,110	2,122,864	19,591,283
(2) その他経費							
業務委託費	25,986,393	2,473,972	1,396	687,268	70,784	6,115,666	35,335,479
謝金	845,000	505,000		110,000	40,000	229,000	1,729,000
売上原価		820,908				100,899	921,807
食料品購入費				1,169,917			1,169,917
印刷製本費	108,357			26,264			134,621
会議費	20,224			464		6,685	27,373
交際費	4,000						4,000
旅費交通費	625,171	939,308		319,144	42,085	153,529	2,079,237
通信運搬費	43,706	26,730		1,050		36,424	107,910
消耗品費	22,992	8,940					31,932
賃借料	59,609	36,700					96,309
租税公課	4,600		10,000	2,000			16,600
研修費	41,500	99,000					140,500
支払手数料	2,977,354	50,375	8,529	79,851	6,659	65,590	3,188,358
支払助成金	116,640,767	13,040,070	338,900	5,010,000	650,000		135,679,737
支払寄付金	1,200,000	2,200,000		2,380,000			5,780,000
新聞図書費	1,850						1,850
広告宣伝費	3,202,500					49,500	3,252,000
システム関連費	9,300						9,300
催事費	210,361	29,479	556	19,663	1,904	11,607	273,570
その他経費計	152,003,684	20,230,482	359,381	9,805,621	811,432	6,768,900	189,979,500
合計	161,148,589	22,582,828	425,675	15,063,385	1,458,542	8,891,764	209,570,783

3. 使途等が制約された寄附金等の内訳

使途等が制約された寄附金等の内訳（正味財産の増減及び残高の状況）は以下の通りです。
当法人の正味財産は 373,533,305 円ですが、そのうち77,938,680円は、下記のように使途が特定されています。
したがって使途が制約されていない正味財産は295,594,625円です。

(単位：円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
新型コロナウイルス 対策緊急食支援事業	0	40,073,573	40,073,573	0	助成金総額は41,250千円。当期増加額との差額1,176,427円は未払助成金として貸借対照表に計上している。
子供未来応援基金	0	1,859,938	1,859,938	0	助成金総額は2,992千円。当期増加額との差額1,132,062円は未払助成金として貸借対照表に計上している。
YS市庭助成金	0	500,000	500,000	0	
休眠預金コロナ緊急枠	0	37,016,000	13,858,970	23,157,030	
休眠預金通常枠	0	54,781,650	0	54,781,650	
合計	0	134,231,161	56,292,481	77,938,680	

4. 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
投資その他の資産						
食べる・遊ぶ・笑うこども食堂基金特定資産	6,500,000	0	0	6,500,000	0	6,500,000
さくらプロジェクト基金特定資産	2,000,000	0	0	2,000,000	0	2,000,000
差入保証金	0	142,020	0	142,020	0	142,020
合計	8,500,000	142,020	0	8,642,020	0	8,642,020

貸借対照表の固定資産（3） 投資その他の資産に計上されている 食べる・遊ぶ・笑う こども食堂基金特定資産 および さくらプロジェクト基金特定資産は、ゆうちょ銀行 通常貯金です。

5. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

- 事業費と管理費の按分方法

事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当については従事割合に基づき按分しています。

2020年度 財産目録

特定非営利活動法人全国子ども食堂支援センター・むすびえ

(単位：円)

科目		金 額	小 計	合 計
【A】 資 産 の 部				
1	流動資産			
	現金預金		382,190,951	
	手元現金	0		
	住信SBIネット銀行 普通預金	112,622,746		
	住信SBIネット銀行 外貨普通預金	4,424,091		
	ジャパンネット銀行 普通預金	54		
	ゆうちょ銀行 通常貯金	179,935,073		
	ゆうちょ銀行 通常貯金	1,132,062		
	ゆうちょ銀行 通常貯金	9		
	ゆうちょ銀行 通常貯金	0		
	ゆうちょ銀行 通常貯金	23,157,030		
	ゆうちょ銀行 通常貯金	54,781,650		
	ゆうちょ銀行 振替口座	6,138,236		
	棚卸資産		680,553	
	防災マニュアル	484,112		
	子ども食堂エピソードブック	196,441		
	立替金		61,418	
	従業員社会保険料	61,418		
	前払費用		264,011	
	事務所家賃4月分	85,811		
	顧問料4月分	176,000		
	通信費4月分	2,200		
	未収入金		990,000	
	受託事業未収入金	990,000		
	仮払金		102,980	
	誤振込	102,980		
流動資産合計・・・①				384,289,913
2	固定資産			
	(1) 投資その他の資産			
	特定資産		8,500,000	
	食べる・遊ぶ・笑う子ども食堂基金特定資産	6,500,000		
	さくらプロジェクト基金特定資産	2,000,000		
	差入保証金		142,020	
	事務所保証金	142,020		
固定資産合計・・・②				8,642,020
【A】 資 産 合 計 ①+②				392,931,933

【B－1】 負 債 の 部			
1 流動負債			
未払金		638,692	
立替経費精算	638,692		
未払費用		15,553,072	
給料3月	4,921,621		
法定福利費3月分	93,493		
電話料3月分	7,089		
広告料2・3月分	231,000		
支払手数料2・3月分	1,988,360		
業務委託費他	8,311,509		
未払助成金		2,308,489	
助成金2件	2,308,489		
前受金		20,900	
前受収益	20,900		
預り金		385,975	
給料・土業源泉所得税	379,049		
報酬等源泉所得税	6,126		
住民税	800		
未払法人税等		491,500	
令和3年3月期確定申告分	491,500		
流動負債合計・・・③			19,398,628
2 固定負債			
長期借入金	0	0	
固定負債合計・・・④			0
【B－1】 負 債 合 計 ③+④			19,398,628
【B－2】 正 味 財 産 合 計 【A】－【B－1】			373,533,305

2020年度 貸借対照表

特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ

(単位：円)

科目	金額	小計・合計
【A】 資 産 の 部		
1 流動資産		
現金預金	382,190,951	
棚卸資産	680,553	
立替金	61,418	
前払費用	264,011	
未収入金	990,000	
仮払金	102,980	
流動資産合計・・・①		384,289,913
2 固定資産		
(1) 有形固定資産	0	0
(2) 無形固定資産	0	0
(3) 投資その他の資産		8,642,020
食べる・遊ぶ・笑う こども食堂基金特定資産	6,500,000	
さくらプロジェクト基金特定資産	2,000,000	
差入保証金	142,020	
固定資産合計・・・②		8,642,020
【A】 資 産 合 計 ①+②		392,931,933
【B-1】 負 債 の 部		
1 流動負債		
未払金	638,692	
未払費用	15,553,072	
未払助成金	2,308,489	
前受金	20,900	
預り金	385,975	
未払法人税等	491,500	
流動負債合計・・・③		19,398,628
2 固定負債		
	0	0
固定負債合計・・・④		0
負 債 合 計 ③+④		19,398,628
【B-2】 正 味 財 産 の 部		
前期繰越正味財産額	15,068,935	
当期正味財産増減額	358,464,370	
正 味 財 産 合 計		373,533,305
【B】 負 債 及 び 正 味 財 産 合 計 【B-1】 + 【B-2】		392,931,933

2021年度 活動計算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ

（単位：円）

科目	金額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取会費		150,000
正会員受取会費	150,000	
賛助会員受取会費		
2 受取寄附金		506,801,075
受取寄附金	506,801,075	
施設等受入評価益		
3 受取助成金等		73,500,296
受取民間助成金	56,500,296	
受取国庫補助金	17,000,000	
4 事業収益		11,804,943
（1）運営者向け運営基盤強化支援事業収益	391,322	
（2）中間支援団体向けネットワーク構築・運営基盤強化支援事業収益	348,540	
（3）運営者・支援者向け研修事業収益	0	
（4）支援者向けコンサルティング及び企画運営支援事業収益	10,576,101	
（5）普及啓発事業収益	309,900	
（6）調査・研究事業収益	179,080	
5 その他の収益		591,728
受取利息	1,857	
為替差益	466,752	
資産受贈益	23,119	
雑収益	100,000	
経常収益計		592,848,042
【B】 経常費用		
1 事業費		
（1）人件費		29,711,256
給料手当	29,711,256	
役員報酬		
法定福利費		
（2）その他経費		387,055,945
売上原価	390,104	
業務委託費	83,384,123	
謝金	5,826,169	
食料品購入費	43,963	
印刷製本費	305,270	
会議費	19,346	
交際費	6,260	
旅費交通費	5,741,299	
通信運搬費	450,534	
消耗品費	294,725	
賃借料	133,976	
保険料	3,233	
租税公課	803	
研修費	2,040,000	
支払手数料	3,497,755	

	支払助成金	270,862,309	
	支払寄付金	12,694,000	
	広告宣伝費	709,500	
	システム関連費	172,494	
	催事費	462,132	
	リース料	11,550	
	雑費	6,400	
事業費計			416,767,201
2	管理費		
	(1) 人件費		24,677,773
	役員報酬	5,700,000	
	給料手当	15,764,008	
	法定福利費	3,213,765	
	(2) その他経費		104,990,420
	業務委託費	19,482,908	
	謝金	130,000	
	印刷製本費	636,814	
	会議費	2,705	
	旅費交通費	482,504	
	通信運搬費	1,076,126	
	消耗品費	440,445	
	修繕費	16,170	
	地代家賃	1,897,522	
	賃借料	53,625	
	諸会費	239,600	
	租税公課	54,701	
	研修費	140,900	
	支払手数料	8,595,921	
	新聞図書費	49,459	
	広告宣伝費	71,689,800	
	システム関連費	1,220	
管理費計			129,668,193
経 常 費 用 計			546,435,394
当 期 経 常 増 減 額 【A】－【B】・・・①			46,412,648
【C】 経 常 外 収 益			
	受取配当金	202,706	
経 常 外 収 益 計			202,706
【D】 経 常 外 費 用			
	有価証券売却損	447,340	
	雑損失	3,938	
経 常 外 費 用 計			451,278
当 期 経 常 外 増 減 額 【C】－【D】・・・②			-248,572
税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①＋②・・・③			46,164,076
	法人税、住民税及び事業税・・・④		1,180,200
	前期繰越正味財産額・・・⑤		373,533,305
次 期 繰 越 正 味 財 産 額 ③－④＋⑤			418,517,181

2021年度 計算書類の注記

事業報告用

特定非営利活動法人全国子ども食堂支援センター・むすびえ

1 重要な会計方針

計算書類の作成は、NP0法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NP0法人会計基準協議会）によっています。

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
移動平均法による低価基準によっています。
- (2) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理
施設の提供等の物的サービスの受入れはありましたが、そのサービスに関する会計上の処理は行わず、計算書類の注記も活動計算書の計上もしていません。
- (3) ボランティアによる役務の提供の会計処理
ボランティアによる役務の提供はありましたが、その役務の提供に関する会計上の処理は行わず、計算書類の注記も活動計算書の計上もしていません。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税込経理方式によっています。

2 事業費の内訳

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業						合計
	運営者向け運営 基盤強化支援事業	中間支援団体向け ネットワーク構築 ・運営基盤強化支援事業	運営者・支援者向 け研修事業	支援者向け コンサルティング 及び企画運営支援事業	普及啓発事業	調査・研究事業	
(1) 人件費							
給料手当	15,522,425	4,665,565	302	5,920,739	543,716	3,058,509	29,711,256
法定福利費							0
人件費計	15,522,425	4,665,565	302	5,920,739	543,716	3,058,509	29,711,256
(2) その他経費							
業務委託費	19,595,801	5,534,819	362	17,983,081	364,754	39,905,306	83,384,123
謝金	911,000	674,840		570,000	80,000	3,590,329	5,826,169
売上原価		303,039				87,065	390,104
食料品購入費				25,675		18,288	43,963
印刷製本費	24,865	6,340		119,064	59,371	95,630	305,270
会議費	9,026	6,813		3,100		407	19,346
交際費	6,260						6,260
旅費交通費	1,993,720	1,919,632		1,207,803	28,340	591,804	5,741,299
通信運搬費	119,521	28,430		250,918	7,130	44,535	450,534
消耗品費	140,986	26,270		115,034	8,052	4,383	294,725
賃借料	72,906	55,330		3,740		2,000	133,976
保険料	3,233						3,233
租税公課				3		800	803
研修費	1,850,500	178,500		11,000			2,040,000
支払手数料	2,087,610	264,050	707	727,747	10,426	407,215	3,497,755
支払助成金	207,857,711	16,735,470	40,200	46,228,928			270,862,309
支払寄付金	7,954,000	1,500,000		3,240,000			12,694,000
広告宣伝費	676,500				33,000		709,500
システム関連費				22,110		150,384	172,494
催事費	222,637	27,439	36	169,793	976	41,251	462,132
リース料				11,550			11,550
雑費	4,200			2,200			6,400
その他経費計	243,530,476	27,260,972	41,305	70,691,746	592,049	44,939,397	387,055,945
合計	259,052,901	31,926,537	41,607	76,612,485	1,135,765	47,997,906	416,767,201

3 使途等が制約された寄附金等の内訳

使途等が制約された寄附金等の内訳（正味財産の増減及び残高の状況）は以下の通りです。
当法人の正味財産は 418,517,181 円ですが、そのうち33,152,677円は、下記のように使途が特定されています。
したがって使途が制約されていない正味財産は385,364,504円です。

(単位：円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
カゴメみらい やさい財団	0	29,635,798	29,635,798	0	全額を支払助成金及び振込手数料として支出。
子供未来応援基金	0	1,942,000	1,942,000	0	助成金総額は2,996千円。当期増加額との差額1,054千円は未払助成金として貸借対照表に計上している。
休眠預金 コロナ緊急枠	23,157,030	0	23,157,030	0	助成金総額は37,016,000円（前期入金）。当期減少額のうち3,328,219円は未払助成金として貸借対照表に計上している。
休眠預金通常枠 2020	54,781,650	7,520,000	46,033,023	16,268,627	当期増加額は自己資金入金。
休眠預金通常枠 2021	0	16,884,050	0	16,884,050	助成金総額は80,198,730円。当期増加額との差額63,314,680円は前受助成金として貸借対照表に計上している。
合計	77,938,680	55,981,848	100,767,851	33,152,677	

4 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
投資その他の資産						
食べる・遊ぶ・笑うこども食堂基金特定資産	6,500,000	0	0	6,500,000	0	6,500,000
さくらプロジェクト基金特定資産	2,000,000	0	0	2,000,000	0	2,000,000
出資金	0	5,000	0	5,000	0	5,000
差入保証金	142,020	145,780	0	287,800	0	287,800
合計	8,642,020	150,780	0	8,792,800	0	8,792,800

貸借対照表の固定資産（3） 投資その他の資産に計上されている「食べる・遊ぶ・笑う こども食堂基金特定資産」および「さくらプロジェクト基金特定資産」は、ゆうちょ銀行 通常貯金です。

5 その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

- ・ 事業費と管理費の按分方法

事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当および業務委託費については従事割合に基づき按分しています。

- ・ 業務委託費

事業費と管理費の業務委託費には、請負契約分と業務準委任契約分が含まれています。

2021年度 財産目録

特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ

(単位：円)

科目	金額	小計	合計
【A】 資産の部			
1 流動資産			
現金預金		505,681,188	
手元現金	0		
住信SBIネット銀行 普通預金	157,161,169		
住信SBIネット銀行 外貨普通預金	4,890,879		
PayPay銀行 普通預金	113		
ゆうちょ銀行 通常貯金	210,963,829		
ゆうちょ銀行 通常貯金	1,398,949		
ゆうちょ銀行 通常貯金	26		
ゆうちょ銀行 通常貯金	80,198,730		
ゆうちょ銀行 通常貯金	3,328,219		
ゆうちょ銀行 通常貯金	16,268,627		
ゆうちょ銀行 振替口座	31,371,396		
東京三菱UFJ銀行 普通預金	99,251		
商品		353,519	
こども食堂エピソードブック	109,376		
防災マニュアル	244,143		
貯蔵品		343,259	
Amazonギフトクーポン	55,929		
専門職パンフレット	287,330		
未収助成金		916,667	
赤い羽根助成金	916,667		
前払費用		625,270	
事務所家賃4月分	182,490		
人事労務ソフト利用料4月分	5,500		
顧問料4月分	286,000		
旅費交通費4月分	145,780		
通信費4月分	5,500		
未収入金		3,385,249	
受託事業	3,383,105		
源泉所得税徴収漏れ	2,144		
流動資産合計・・・①			511,305,152
2 固定資産			
(1) 投資その他の資産			
特定資産		8,500,000	
食べる・遊ぶ・笑うこども食堂基金特定資産	6,500,000		
さくらプロジェクト基金特定資産	2,000,000		
出資金		5,000	
組合加入金	5,000		
差入保証金		287,800	
事務所保証金	287,800		

固定資産合計・・・②				8,792,800
【A】資産合計①+②				520,097,952
【B-1】負債の部				
1 流動負債				
未払金 立替経費精算		1,597,974	1,597,974	
未払費用 給料3月分 法定福利費3月分 電話料3月分 広告料3月分 支払手数料3月分 業務委託費他		6,253,787 430,678 8,844 1,388,750 27,500 18,138,136	26,247,695	
未払補助金 補助金1件		3,000,000	3,000,000	
未払助成金 助成金3件		5,558,646	5,558,646	
前受助成金 助成金1件		63,314,680	63,314,680	
預り金 給料源泉所得税 士業源泉所得税 報酬源泉所得税 住民税		497,870 24,299 47,807 111,600	681,576	
未払法人税等 令和4年3月期確定申告分		1,180,200	1,180,200	
流動負債合計・・・③				101,580,771
2 固定負債				
		0	0	
固定負債合計・・・④				0
【B-1】負債合計③+④				101,580,771
【B-2】正味財産合計【A】-【B-1】				418,517,181

2021年度 貸借対照表

特定非営利活動法人全国子ども食堂支援センター・むすびえ

(単位：円)

科目	金額	小計・合計
【A】 資 産 の 部		
1 流動資産		
現金預金	505,681,188	
商品	353,519	
貯蔵品	343,259	
未収助成金	916,667	
前払費用	625,270	
未収入金	3,385,249	
流動資産合計・・・①		511,305,152
2 固定資産		
(1) 有形固定資産	0	0
(2) 無形固定資産	0	0
(3) 投資その他の資産		8,792,800
食べる・遊ぶ・笑う 子ども食堂基金特定資産	6,500,000	
さくらプロジェクト基金特定資産	2,000,000	
出資金	5,000	
差入保証金	287,800	
固定資産合計・・・②		8,792,800
【A】 資 産 合 計 ①+②		520,097,952
【B-1】 負 債 の 部		
1 流動負債		
未払金	1,597,974	
未払費用	26,247,695	
未払補助金	3,000,000	
未払助成金	5,558,646	
前受助成金	63,314,680	
預り金	681,576	
未払法人税等	1,180,200	
流動負債合計・・・③		101,580,771
2 固定負債		
	0	
固定負債合計・・・④		0
負 債 合 計 ③+④		101,580,771
【B-2】 正 味 財 産 の 部		
前期繰越正味財産額	373,533,305	
当期正味財産増減額	44,983,876	
正 味 財 産 合 計		418,517,181
【B】 負 債 及 び 正 味 財 産 合 計 【B-1】 + 【B-2】		520,097,952

2022年度 活動計算書（収益事業）

特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ

(単位：円)

科目		金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1	受取会費		0
2	受取寄附金		0
3	受取助成金等		0
4	事業収益		16,291,025
	自主事業収益	298,560	
	受託事業収益	15,992,465	
5	その他の収益		0
経常収益計			16,291,025
【B】 経常費用			
1	事業費		
	(1) 人件費		3,324,384
	給料手当	3,324,384	
	(2) その他経費		8,990,624
	売上原価	674,849	
	業務委託費	6,218,914	
	謝金	1,420,000	
	印刷製本費	173,300	
	会議費	2,750	
	旅費交通費	341,692	
	通信運搬費	13,278	
	消耗品費	20,277	
	賃借料	46,159	
	支払手数料	79,405	
事業費計			12,315,008
2	管理費		
	(1) 人件費		0
	(2) その他経費		0

管理費計		0
経常費用計		12,315,008
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		3,976,017
【C】経常外収益		
前期損益修正益（売上計上もれ認容）	2,022,880	
経常外収益計		2,022,880
【D】経常外費用		
経常外費用計		0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		2,022,880
税引前当期正味財産増減額①＋②・・・③		5,998,897
法人税、住民税及び事業税・・・④		866,300
税引後当期正味財産増減額③－④		5,132,597

2022年度 活動計算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ

（単位：円）

科目	金額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取会費		145,000
正会員受取会費	145,000	
2 受取寄附金		650,230,894
受取寄附金	650,230,894	
3 受取助成金等		623,780,980
受取民間助成金	373,780,980	
受取国庫補助金	250,000,000	
4 事業収益		20,136,458
（1）地域ネットワーク団体支援	1,221,207	
（2）企業団体連携	18,618,882	
（3）調査・研究	296,369	
5 その他の収益		690,783
受取利息	31,806	
為替差益	429,337	
資産受贈益	18,800	
雑収益	210,840	
経常収益計		1,294,984,115
【B】 経常費用		
1 事業費		
（1）人件費		58,967,929
役員報酬	6,600,000	
給料手当	52,367,929	
（2）その他経費		686,219,475
売上原価	674,849	
業務委託費	132,469,720	
謝金	6,308,000	
食料品購入費	1,812,425	
印刷製本費	349,334	
会議費	500,131	
交際費	2,000	
旅費交通費	16,041,179	
通信運搬費	894,144	
消耗品費	241,322	
賃借料	812,242	
保険料	34,720	
諸会費	74,000	
租税公課	4	
研修費	3,290,770	
支払手数料	1,403,008	
支払助成金	520,459,391	

	新聞図書費	54,356	
	広告宣伝費	797,880	
事業費計			745,187,404
2	管理費		
	(1) 人件費		38,813,436
	役員報酬	2,150,000	
	給料手当	28,117,903	
	法定福利費	8,545,533	
	(2) その他経費		123,338,189
	業務委託費	38,868,712	
	採用費	8,272,000	
	福利厚生費	9,500	
	謝金	40,000	
	印刷製本費	1,012,164	
	会議費	83,678	
	交際費	12,000	
	旅費交通費	1,742,217	
	通信運搬費	1,862,347	
	消耗品費	451,810	
	支援用消耗品費	18,800	
	地代家賃	4,020,493	
	賃借料	1,109,407	
	保険料	203,980	
	諸会費	335,600	
	租税公課	65,486	
	研修費	1,738,604	
	支払手数料	12,256,356	
	新聞図書費	154,868	
	広告宣伝費	51,007,745	
	リース料	49,280	
	雑費	23,142	
管理費計			162,151,625
経常費用計			907,339,029
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			387,645,086
【C】経常外収益			
経常外収益計			0
【D】経常外費用			
雑損失		60,428	
経常外費用計			60,428
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			-60,428
税引前当期正味財産増減額①＋②・・・③			387,584,658
法人税、住民税及び事業税・・・④			866,300
前期繰越正味財産額・・・⑤			418,517,181
次期繰越正味財産額③－④＋⑤＋⑥			805,235,539

2022年度 貸借対照表

特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ

(単位：円)

科目	金額	小計・合計
【A】 資 産 の 部		
1 流動資産		
現金預金	772,640,653	
商品	285,200	
貯蔵品	68,756	
前払費用	1,268,630	
未収助成金	4,534,000	
未収入金	9,950,910	
仮払金	821,307	
流動資産合計・・・①		789,569,456
2 固定資産		
(1) 有形固定資産		0
	0	
(2) 無形固定資産		0
	0	
(3) 投資その他の資産		90,697,800
東大寄附講座基金特定資産	90,000,000	
出資金	5,000	
差入保証金	692,800	
固定資産合計・・・②		90,697,800
【A】 資 産 合 計 ①+②		880,267,256
【B-1】 負 債 の 部		
1 流動負債		
未払金		28,903,179
未払費用		29,218,451
未払補助金		3,000,000
未払助成金		11,970,054
預り金		1,073,733
未払法人税等		866,300
流動負債合計・・・③		75,031,717
2 固定負債		
固定負債合計・・・④		0
負 債 合 計 ③+④		75,031,717
【B-2】 正 味 財 産 の 部		
前期繰越正味財産額		418,517,181
伴走支援基金積立金	150,000,000	
こども食堂基金積立金	150,000,000	
繰越利益剰余金	118,517,181	
当期正味財産増減額		386,718,358
正 味 財 産 合 計		805,235,539
【B】 負 債 及 び 正 味 財 産 合 計 【B-1】 + 【B-2】		880,267,256

2022年度 計算書類の注記

事業報告用

特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ

1 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
移動平均法による低価基準によっています。
- (2) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理
施設の提供等の物的サービスの受入れはありましたが、そのサービスに関する会計上の処理は行わず、計算書類の注記も活動計算書の計上もしていません。
- (3) ボランティアによる役務の提供の会計処理
ボランティアによる役務の提供はありましたが、その役務の提供に関する会計上の処理は行わず、計算書類の注記も活動計算書の計上もしていません。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税込経理方式によっています。

2 事業費の内訳

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業			合計
	地域ネットワーク 団体支援	企業団体連携	調査・研究	
(1) 人件費				
役員報酬	5,044,154	1,134,549	421,297	6,600,000
給料手当	39,978,582	9,334,743	3,054,604	52,367,929
人件費計	45,022,736	10,469,292	3,475,901	58,967,929
(2) その他経費				
売上原価	409,476		265,373	674,849
業務委託費 (むすびえメン バー)	24,372,306	19,220,070	10,377,524	53,969,900
業務委託費 (外部委託)	27,122,950	21,835,619	29,541,251	78,499,820
謝金	2,079,427	1,732,190	2,496,383	6,308,000
食料品購入費	1,800,000	12,425		1,812,425
印刷製本費	180,564	164,503	4,267	349,334
会議費	419,039	58,164	22,928	500,131
交際費	2,000			2,000
旅費交通費	13,011,613	2,745,668	283,898	16,041,179
通信運搬費	59,814	265,184	569,146	894,144
消耗品費	133,803	104,459	3,060	241,322
賃借料	223,776	584,937	3,529	812,242
保険料		34,720		34,720
諸会費	60,000		14,000	74,000
租税公課		2	2	4
研修費	3,287,894	2,097	779	3,290,770
支払手数料	928,852	377,582	96,574	1,403,008
支払助成金	450,352,566	70,106,825		520,459,391
新聞図書費	54,356			54,356
広告宣伝費		385,000	412,880	797,880
その他経費計	524,498,436	117,629,445	44,091,594	686,219,475
合計	569,521,172	128,098,737	47,567,495	745,187,404

業務委託費（むすびえメンバー）は業務準委任契約、業務委託費（外部委託）は請負契約です。

3 使途等が制約された寄附金等及び任意積立金の内訳
使途等が制約された寄附金等の内訳（正味財産の増減及び残高の状況）は以下の通りです。

当法人の正味財産は 805,235,539 円ですが、そのうち529,935,673円は、下記のように使途が特定されています。
したがって使途が制約されていない正味財産は275,299,866円です。

(単位：円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
カゴメみらい やさい財団	0	28,289,635	28,289,635	0	全額を支払助成金及び振込手数料として支出。
休眠預金通常枠 2020	16,268,627	47,864,000	50,070,510	14,062,117	当期増加額は、助成金総額40,624千円、自己資金入金7,240千円。
休眠預金通常枠 2021	16,884,050	73,814,680	56,150,139	34,548,591	当期増加額は、助成金総額63,314千円、自己資金入金10,500千円。
休眠預金コロナ枠 2021	0	53,995,202	43,907,302	10,087,900	当期増加額は、助成金総額53,995千円。
休眠預金通常枠 2022	0	171,327,500	90,435	171,237,065	当期増加額は、助成金総額156,327千円、自己資金入金15,000千円。
厚生労働省 ひとり親家庭等の子ども の食事等支援事業	0	250,000,000	250,000,000	0	当期増加額は、補助金総額250,000千円。
合計	33,152,677	375,291,017	178,508,021	229,935,673	

任意積立金の内訳は以下の通りです。

(単位：円)

科目	期首残高	当期積立	当期取崩	期末残高
伴走支援基金積立金	0	150,000,000	0	150,000,000
こども食堂基金積立金	0	150,000,000	0	150,000,000
合計	0	300,000,000	0	300,000,000

4 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
投資その他の資産						
食べる・遊ぶ・笑うこども食堂基金特定資産	6,500,000	0	6,500,000	0	0	0
さくらプロジェクト基金特定資産	2,000,000	0	2,000,000	0	0	0
東大寄附講座基金特定資産	0	90,000,000	0	90,000,000	0	90,000,000
出資金	5,000	0	0	5,000	0	5,000
差入保証金	287,800	405,000	0	692,800	0	692,800
合計	8,792,800	90,405,000	8500000	90,697,800	0	90,697,800

貸借対照表の固定資産（３） 投資その他の資産に計上されている「東大寄附講座基金特定資産」は、
GMOあおぞらネット銀行 普通預金です。

5 その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

- ・ 事業費と管理費の按分方法
事業費と管理費に共通する経費のうち、役員報酬、給料手当及び業務委託費については従事割合に基づき按分しています。
- ・ 業務委託費
事業費と管理費の業務委託費には、請負契約分と業務準委任契約分が含まれています。
- ・ 預金口座の用途

預金口座	用途
住信ＳＢＩネット銀行 普通預金	法人の代表口座
住信ＳＢＩネット銀行 外貨普通預金	海外からのドル送金のための口座
ゆうちょ銀行 通常貯金	法人の代表口座
ゆうちょ銀行 通常貯金	払込用紙による寄附金の受け入れ口座
ゆうちょ銀行 通常貯金	休眠預金等活動事業2021年度通常枠専用口座
ゆうちょ銀行 通常貯金	休眠預金等活動事業コロナ緊急枠専用口座
ゆうちょ銀行 通常貯金	休眠預金等活動事業2020年度通常枠専用口座
ゆうちょ銀行 通常貯金	休眠預金等活動事業2021年度コロナ枠専用口座
三菱ＵＦＪ銀行 普通預金	カゴメみらいやさい財団の助成金専用口座
GMOあおぞらネット 普通預金	法人の代表口座
GMOあおぞらネット 普通預金	休眠預金等活動事業2022年度通常枠専用口座
GMOあおぞらネット 普通預金	事業収益の入金用口座
GMOあおぞらネット 普通預金	遺贈寄付で受け入れた資産の遺留分引当のための口座
GMOあおぞらネット 普通預金	東大寄附講座基金特定資産を管理するための口座

2022年度 財産目録

特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ

(単位：円)

科目	金額	小計	合計
【A】 資 産 の 部			
1 流動資産			
現金預金		772,640,653	
住信SBIネット銀行 普通預金	232,835,873		
住信SBIネット銀行 外貨普通預金	6,022,130		
ゆうちょ銀行 通常貯金	196,704,704		
ゆうちょ銀行 通常貯金	34,548,591		
ゆうちょ銀行 通常貯金	3,328,588		
ゆうちょ銀行 通常貯金	14,062,117		
ゆうちょ銀行 通常貯金	10,087,900		
ゆうちょ銀行 振替口座	77,099,578		
三菱UFJ銀行 普通預金	27,874		
GMOあおぞらネット銀行 普通預金	3,095,085		
GMOあおぞらネット銀行 普通預金	171,237,065		
GMOあおぞらネット銀行 普通預金	3,591,148		
GMOあおぞらネット銀行 普通預金	20,000,000		
商品		285,200	
こども食堂エピソードブック1	125,693		
防災マニュアル	159,507		
貯蔵品		68,756	
Amazonギフトクーポン	2,048		
こども食堂エピソードブック2	63,851		
3つ折りパンフレット「こども食堂ってどんなところ？」	2,857		
前払費用		1,268,630	
事務所家賃4月分	405,130		
通信費4月分	5,500		
会計ソフト4～7月分	440,000		
税務顧問料4月分	286,000		
リモートアシスタントサービス4月分	132,000		
未収助成金		4,534,000	
公益財団法人東京都保健福祉財団 子供が輝く東京・応援事業助成金 (2022年度)	4,534,000		
未収入金		9,950,910	
事業収益	9,950,910		
仮払金		821,307	
従業員への経費仮払い	821,307		
流動資産合計・・・①			789,569,456
2 固定資産			
(1) 投資その他の資産			
特定資産		90,000,000	
東大寄附講座基金特定資産	90,000,000		

	出資金 組合加入金	5,000	5,000	
	差入保証金 事務所保証金	692,800	692,800	
	固定資産合計・・・②			90,697,800
	【A】資 産 合 計 ①+②			880,267,256
	【B-1】負 債 の 部			
	1 流動負債			
	未払金 給料および立替経費3月分 広告宣伝費他	12,741,059 16,162,120	28,903,179	
	未払費用 業務委託費他	29,218,451	29,218,451	
	未払補助金 補助金1件	3,000,000	3,000,000	
	未払助成金 助成金3件	11,970,054	11,970,054	
	預り金 給料源泉所得税 土業源泉所得税 報酬源泉所得税 住民税	672,199 5,819 15,315 380,400	1,073,733	
	未払法人税等 令和5年3月期確定申告分	866,300	866,300	
	流動負債合計・・・③			75,031,717
	2 固定負債			
	固定負債合計・・・④			0
	【B-1】負 債 合 計 ③+④			75,031,717
	【B-2】正 味 財 産 合 計 【A】-【B-1】			805,235,539

団体情報入力シート

必須入力セル

任意入力セル

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	認定NPO法人	資金分配団体
団体名		特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ	
郵便番号		〒151-0051	
都道府県		東京都	
市区町村		渋谷区千駄ヶ谷	
番地等		5-27-5 リンクスクエア新宿16F	
電話番号		03-6775-7490	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://musubie.org/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.facebook.com/musubie2018/	
設立年月日		2018/09/10	
法人格取得年月日		2018/12/11	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ユアサマコト
	氏名	湯浅誠
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	5
理事・取締役数 [人]	3
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	108
常勤職員・従業員数 [人]	29
有給 [人]	29
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	79
有給 [人]	72
無給 [人]	7
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	0
団体その他会員 [団体数]	0
個人会員・ボランティア数	45
ボランティア人数(前年度実績) [人]	7
個人正会員 [人]	38
個人その他会員 [人]	0

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-				
決済責任者 氏名／勤務形態					
通帳管理者 氏名／勤務形態					
経理担当者 氏名／勤務形態					

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けている
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	2021年度

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	のべ1302団体
申請前年度の助成総額 [円]	524409334円
助成した事業の実績内容	・ こども食堂基金を通じた食支援やプログラム支援、地域ネットワーク団体支援への助成 ・ 厚生労働省ひとり親家庭等食支援事業を通じた食支援活動への助成 ・ ファミリーマート、マルエツ等企業支援による助成事業

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	日本財団「こども食堂をハブとした地域つながり調査・啓発事業～地域の"気になる子"を見守るネットワークをつくる～」 Yahoo基金「こども食堂の運営者のITスキル向上で運営基盤強化を図り、より多くの経済的困窮者含む子育て世代への支援を実現する活動」 ドコモ市民活動助成事業「こども食堂の「気になる子」とのエピソードを通じた見守りネットワーク形成支援事業」

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

番号	対象		申請	左記で実行団体として申請中・申請予定又は採択された場合	
	年度	事業	種別・状況	申請中・申請予定又は採択された資金分配団体名	申請中・申請予定又は採択された事業名
1	2020年度	コロナ等 対応支援	資金分配団体に採択	認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ	こども食堂への包括的支援事業ーこども食堂が地域の明日をひらくー
2	2020年度	通常枠	資金分配団体に採択	認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ	居場所の包括連携によるモデル地域づくり
3	2021年度	通常枠	資金分配団体に採択	認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ（コンソ幹事団体）	こども食堂をハブとした地域資源の循環促進事業
4	2021年度	コロナ等 対応支援	資金分配団体に採択	認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ	こども食堂を通じた復興格差是正・防止事業-コロナ禍をよりレジリエントな地域創造のステップに-
5	2022年度	通常枠	資金分配団体に採択	認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ	地域の居場所のトータルコーディネート事業ー官民協働で暮らしの安心を創造するー
6	2023年度	通常枠	資金分配団体に採択	認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ	居場所のインパクト可視化を通じた地域活性化事業-居場所と地域のエコシステムの同時強化-